

川崎市 地震防災戦略

平成28年3月

目 次

1 はじめに

- (1) 国の地震防災戦略1
- (2) 県の地震防災戦略1
- (3) 行政の役割と市民・企業等との協働1

2 これまでの取組と防災戦略の位置付け

- (1) 背景2
- (2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け2
- (3) 川崎市国土強靱化地域計画との関連と位置付け2

3 川崎市地震被害想定（平成 24 年度）

- (1) 地震被害想定概要4
- (2) 想定地震4
- (3) 想定地震の震度分布6
- (4) 想定地震による被害概要7

4 川崎市地震防災戦略の対象とする地震8

5 川崎市地震防災戦略（計画期間平成 27 年度まで）の検証

- (1) 計画期間10
- (2) 減災目標10
- (3) 体系10
- (4) 平成 27 年度末における減災目標の達成状況11
- (5) 今後の取組の方向性12
- (6) 新たな減災目標についての検討13

6 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

- (1) 計画期間 14
- (2) 減災目標 14
- (3) 具体施策等の見直し 14
- (4) 体系 15

7 減災目標達成のための具体施策

- 【具体施策等の記載例】16

目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

- 行動計画 1 一般建築物の耐震化促進17
- 行動計画 2 学校施設の耐震化19
- 行動計画 3 公共施設等の耐震化20
- 行動計画 4 公共構造物の耐震化22
- 行動計画 5 上下水道施設の耐震化23
- 行動計画 6 造成地の耐震化24

施策の柱 II 消防署所等の整備

- 行動計画 7 消防署所等の整備25

施策の柱 III 防災住環境の整備

- 行動計画 8 地域の不燃化促進27
- 行動計画 9 身近な危険回避対策29
- 行動計画 10 交通障害の防止31
- 行動計画 11 高層住宅対策34

施策の柱 IV 臨海部等の安全対策

- 行動計画 12 コンビナート対策36
- 行動計画 13 液状化対策39
- 行動計画 14 長周期地震動対策の推進41

目標 2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》

施策の柱 V 地域における防災環境の整備

- 行動計画 15 地域防災力・活動実効力の向上43

行動計画 16	企業防災の促進	46
施策の柱 VI	企業等との連携強化	
行動計画 17	企業との連携	47
行動計画 18	ボランティアとの連携	49
施策の柱 VII	防災意識の醸成	
行動計画 19	地震防災に関する調査・研究の実施	50
行動計画 20	防災教育活動の推進	52
行動計画 21	防災研修環境の整備	53

目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱 VIII	行政機能の保持	
行動計画 22	行政の業務継続力の向上	54
行動計画 23	情報収集処理・広報の強化・運用	55
行動計画 24	受援体制の整備	59
行動計画 25	燃料供給対策	60
施策の柱 IX	医療救護体制の整備	
行動計画 26	医療救護体制の強化・運用	61
施策の柱 X	避難対策の推進	
行動計画 27	応急危険度判定体制の整備	63
行動計画 28	空地・避難路の確保	64
行動計画 29	避難所等施設の確保	66
行動計画 30	津波対策の推進	70
行動計画 31	土砂災害避難対策等の推進	72
行動計画 32	避難所運営体制の整備	73
行動計画 33	帰宅困難者対策の推進	74
施策の柱 XI	災害時要援護者対策の推進	
行動計画 34	災害時要援護者対策の推進	77
施策の柱 XII	生活安定対策の推進	
行動計画 35	生活環境の確保	78
行動計画 36	飲料水・食料等の確保	80
行動計画 37	遺体取扱の体制確立	82
行動計画 38	廃棄物処理体制の確立	83
施策の柱 XIII	都市の復興	
行動計画 39	復興に向けた取組の推進	84

1 はじめに

(1) 国の地震防災戦略

国においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱を踏まえ、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、『今後 10 年間で、死者数を半減、経済被害を 4 割減』という減災目標を掲げた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成 18 年 4 月に策定しました。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 12 月に「首都直下地震（都心南部直下地震）の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめました。

このような中で、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同法第 4 条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」として「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。この基本計画は、『今後 10 年間で、死者数概ね半減、全壊・焼失棟数概ね半減』の減災目標を設定するとともに、住宅の耐震化率を平成 32 年度までに 95%（全国）を目指すなど、減災目標を達成するための施策についての具体目標を明示したものになっています。

(2) 県の地震防災戦略

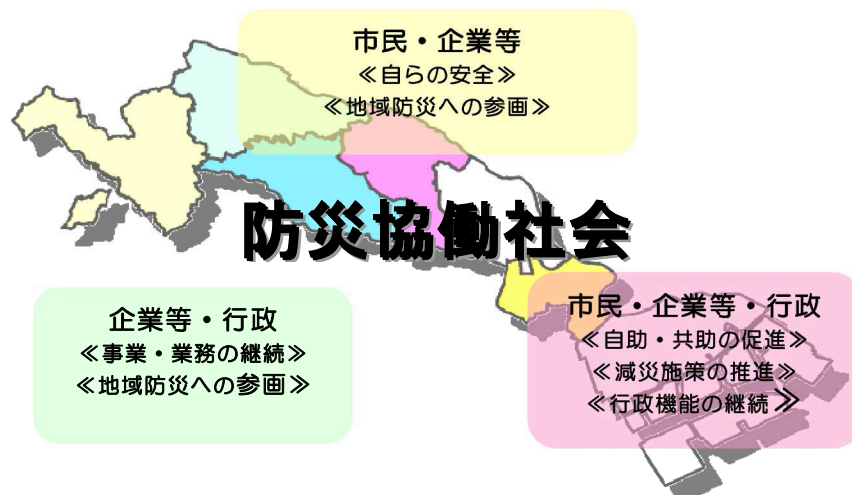
県においては、国の検討と連携して、平成 19・20 年度に地震被害想定調査を実施し、7 地震を対象とした上で、『今後 6 年間で、三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を 4 割減以上、神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上』を減災目標とする「地震防災戦略」を平成 22 年 3 月に策定しました。

また、東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成 25・26 年度に地震被害想定調査を実施し、新たな地震防災戦略を、平成 28 年 3 月に策定しています。

(3) 行政の役割と市民・企業等との協働

川崎市地震防災戦略は、地震被害を軽減させるために行政が取り組んでいる（又は今後取り組む）施策をまとめており、目標意識を持って、計画的に推進していくこととしています。

これらの施策を強力に推進していくためには、市民・企業等の皆様の理解と協力が不可欠であり、また、市民・企業等に自主的に行動していただくことも、目標を達成するための重要な要素となります。川崎市地震防災戦略では、行政の推進する施策と関連する事項について、市民・企業等の皆様に対して地域防災への参画内容を示し、市民・企業等・行政が一丸となった防災協働社会の実現と減災をめざし、災害から命を守るまちづくりを推進してまいります。



2 これまでの取組と防災戦略の位置付け

(1) 背景

川崎市は、大正 12 年の関東大震災から約 90 年間にわたり、幸い大きな地震被害を受けることなく、大都市として発展してきました。

本市が位置する関東地方南部は、地震国日本の中でも特に地震活動が活発な地域であり、国の中央防災会議によると、今後 30 年以内に M7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされています。

このため、川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定しています。

しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、平成 25 年 4 月に地震防災戦略を改定し、各種施策の実現に向けて取り組んでまいりました。

このたび、平成 27 年度末で戦略の計画期間が終了することから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、新たな地震防災戦略を策定することといたしました。

(2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 236 号）の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を、総合的に示すもので、本市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

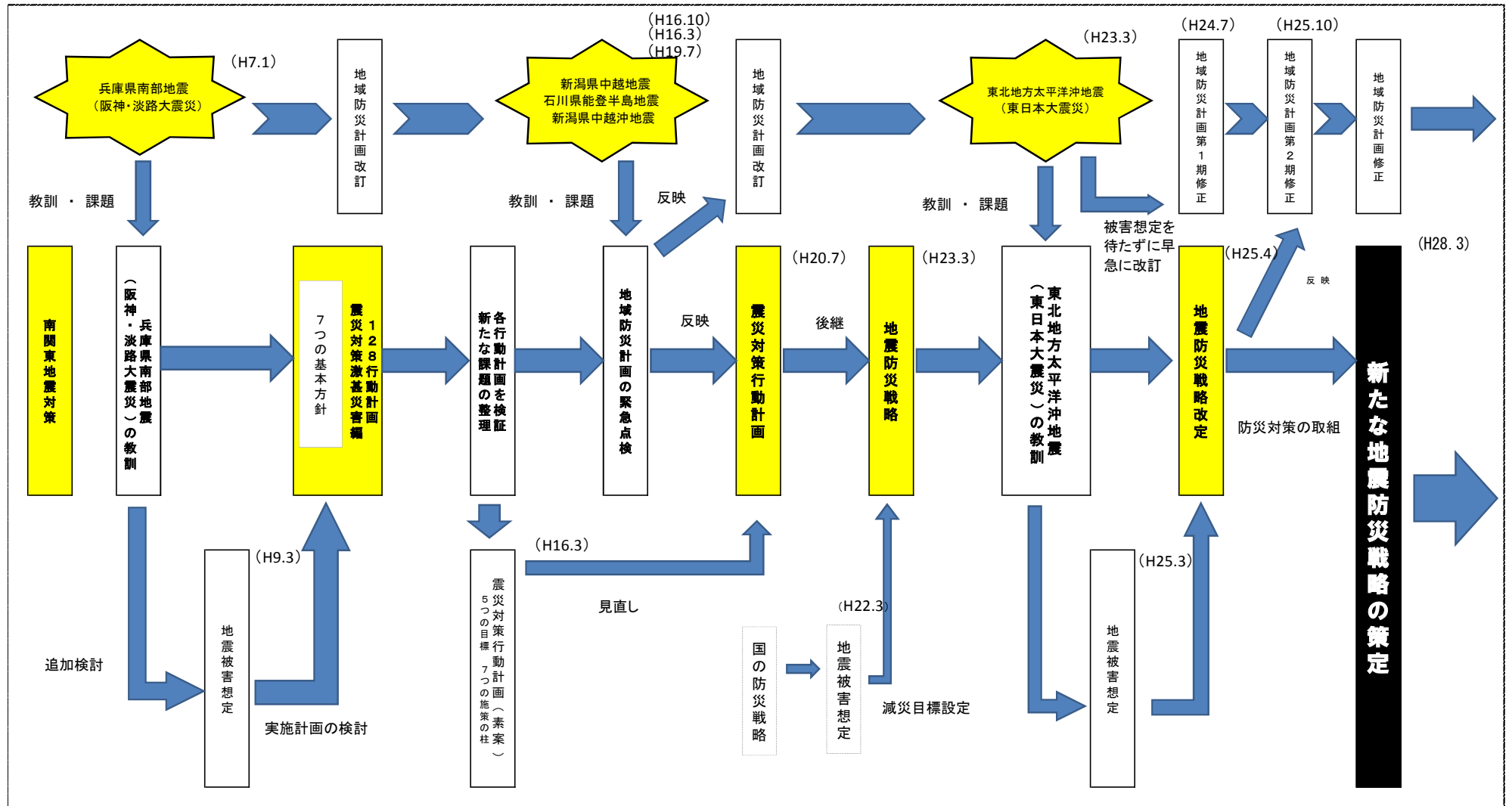
これに対し、川崎市地震防災戦略は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画（実行計画）と位置付けています。

(3) 川崎市国土強靱化地域計画との関連と位置付け

川崎市国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針です。

川崎市地震防災戦略において、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえているものであり、地震防災の分野においては、連携して取組を進めていきます。

(図1) <本市の防災施策の推移>



3 川崎市地震被害想定（平成 24 年度）

（1）地震被害想定概要

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、本市が平成 21 年度に実施した「川崎市地震被害想定調査（以下「前回調査」という。）」の見直しを行いました。

調査は、学識経験者で構成する川崎市防災対策検討委員会^(※1)に設置した東日本大震災対策検討部会^(※2)において、最新の科学的知見に基づき、東日本大震災で得た教訓を踏まえてとりまとめています。

また、津波被害については、神奈川県調査において本市に最大の津波高をもたらす地震の津波浸水予測図（平成 24 年 3 月公表）に基づき想定しています。

（※1）川崎市防災対策検討委員会は、川崎市防災会議条例に基づき設置された、防災に関する調査・研究を行うための専門組織です。

（※2）地震、火災など各分野での専門的な意見を取り入れるため、東日本大震災対策検討部会として 8 名の学識経験者らにより構成し、議論を行ってきました。

（2）想定地震

川崎市直下の地震及び元禄型関東地震の 2 地震を想定地震として選定し、津波被害想定調査においては、神奈川県による慶長型地震を選定しました。

【川崎市直下の地震】

川崎市に最大の被害をもたらす地震として川崎市直下の地震を想定しました。最新の科学的知見を基にした地盤モデルを設定し、地震規模については、平成 21 年度の地震被害想定調査と同様に、東京湾北部地震の想定最大規模であるマグニチュード 7.3 としています。（最新の科学的知見により、地震が起こる地盤モデルが前回と比較して深くなっています。このため、想定震度が前回よりもやや小さく、建物被害や人的被害も少なく想定されています。しかし、各種防災計画の見直しにあたっては、安全性を考慮し、被害の大きい被害想定調査結果に基づいて見直しています。）

【元禄型関東地震】

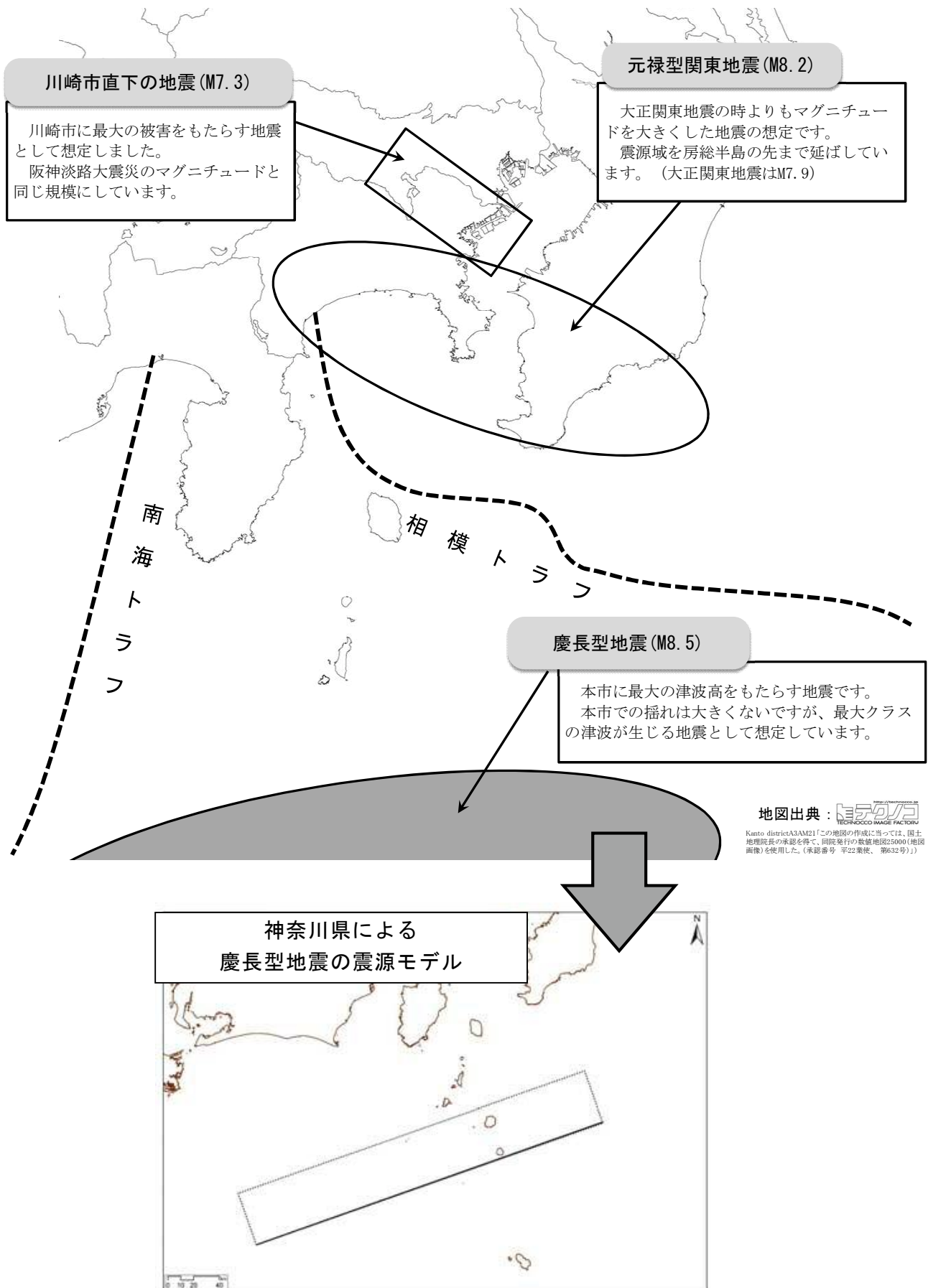
大正関東地震（マグニチュード 7.9）がマグニチュード 8 クラスの地震として発生した場合の地震として元禄型関東地震を想定しました。これは相模トラフ沿いを震源とした海溝型地震として設定し、地震規模については、東京都の地震被害想定でも採用した最新の震源モデルから、マグニチュード 8.2 としています。

平均発生間隔が 2,300 年程度であり、今後 30 年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ 0%と推定していますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生頻度が低い場合であっても大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、川崎市でこれまで未調査だった地震を選びました。

【慶長型地震】

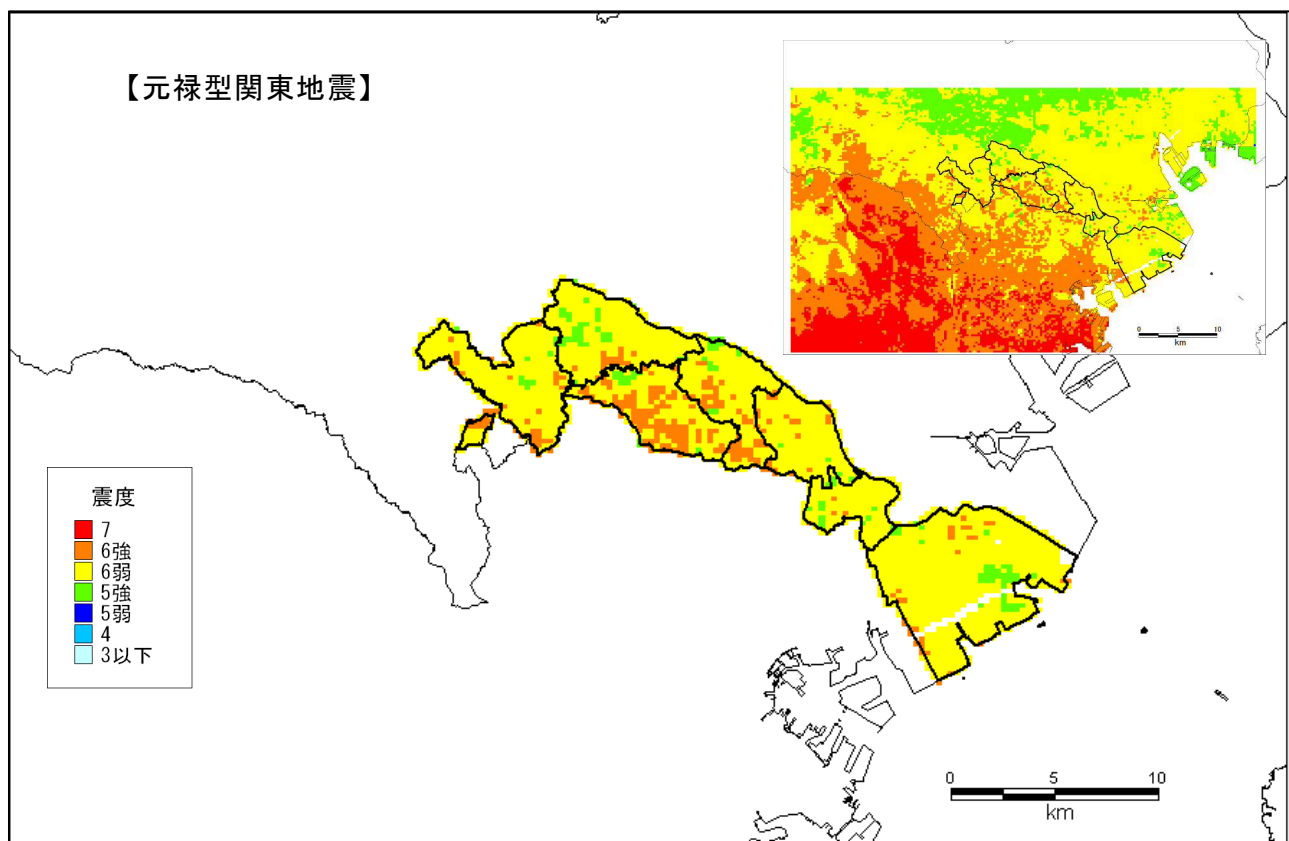
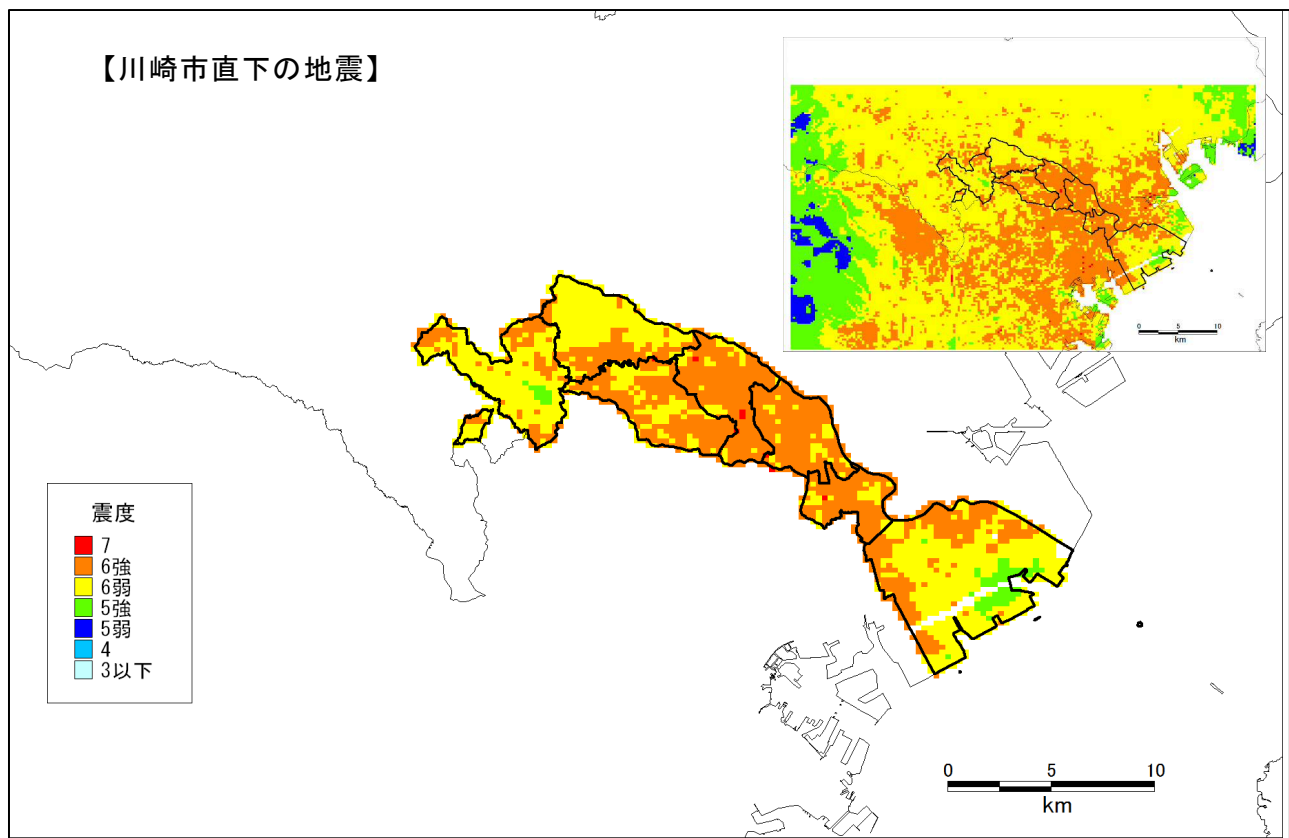
川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成 24 年 3 月に公表した 12 の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定であるとして選定しました。

(図2) 想定地震の震源域イメージ図



(3) 想定地震の震度分布

(図 3) 川崎市及び周辺地域における震度分布



(4) 想定地震による被害概要

(表 1) 想定地震の揺れの特徴と被害想定の概況

川崎市直下の地震	市内の広範囲で震度 6 強が想定され、その他の地域もほとんどが震度 6 弱となる。幸区や高津区の一部の地点で震度 7 となる。(前回調査では中原区、高津区及び宮前区の一部の地点で震度 7 が想定された。)
元禄型関東地震	市内のほぼ全域が震度 6 弱となり、宮前区を中心に震度 6 強の地域が出る。

川崎市地震被害想定調査結果まとめ(川崎市内、冬の18時の場合)

種別	被害項目		単位	川崎市直下の地震(H24)	川崎市直下の地震(H21)	元禄型関東地震
建物被害	全壊(津波を除く)		(棟)	22,329	33,861	7,947
	半壊(津波を除く)		(棟)	49,798	56,701	29,491
	津波	全壊	(棟)	—	—	0
		半壊	(棟)	—	—	5,528
		浸水	(棟)	—	—	8,122
地震火災	出火		(件)	243	247	87
	延焼による焼失棟数		(棟)	16,395	17,372	5,801
人的被害	死者(津波を除く)		(人)	819	1,143	301
	重軽傷者(津波を除く)		(人)	15,822	18,975	6,819
	津波による死者(避難しない場合)		(人)	—	—	114
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	351,337	414,852	207,655
	下水道	直後支障	(世帯)	276,022	263,404	102,075
	通信	一般回線電話不通	(台)	129,450	175,934	61,058
	電力	直後停電	(件)	399,050	329,661	357,291
	都市ガス供給停止			49%～100%	76%	22%～35%
	LPガス供給停止		(件)	955	1,060	216
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	0/85	7/83	0/85
		中規模損傷	(橋)	83/85	75/83	65/85
		軽微な被害	(橋)	2/85	1/83	20/85
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27	※14/27	19/27
生活支障等	避難所への避難者	(1～3日後)	(人)	361,077	414,715	182,888
		(28日後)	(人)	162,472	204,708	60,590
	主要駅での駅前滞留者	私用等外出者	(人)	34,616	—	34,616
		就業者、学生	(人)	101,002	—	101,002
	建物被害による直接被害額		(億円)	32,041	44,142	18,403
	直接経済被害額		(億円)	40,336	53,067	26,444

※復旧に長期間を要するバースのみ

慶長型地震による津波被害

種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	(棟)	8
	半壊(50cm以上浸水)	(棟)	10,025
	浸水(50cm未満浸水)	(棟)	4,617
人的被害	死者(*)	(人)	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	(億円)	9,510

* 避難しない場合

4 川崎市地震防災戦略の対象とする地震

平成 24 年度の地震被害想定調査の川崎市直下の地震の地盤モデルは、最新の知見により、平成 21 年度調査の地盤モデルよりもフィリピン海プレート上面の位置が深くなっているため、平成 21 年度調査より被害が軽減する傾向にあります。

このため、川崎市地震防災戦略における想定地震は、安全性を考慮して、平成 21 年度調査と平成 24 年度調査と比較して、被害項目毎に被害が大きい調査結果を、地震防災戦略の対象としています。

なお、平成 24 年度に本市が地震被害想定調査を実施した以降、平成 25 年 12 月に国の首都直下地震の被害想定が、また平成 27 年 5 月には神奈川県地震被害想定が公表されていますが、切迫性の高いマグニチュード（以下「M」という。）7 クラスの地震に関しては、本市の川崎市直下の地震の被害想定が本市に最大の被害をもたらす想定であることから、引き続き、本市の地震被害想定に基づく対策を継続して進めていきます。

また、M8 クラスの地震に関しては、当面発生する可能性は低いものの、M7 クラスの地震対策が M8 クラスの地震対策にもつながることから、これらを着実に進めるとともに、まずは命を守ることを主眼に M8 クラスへの対策を講じることとします。

津波被害は、神奈川県が平成 24 年 3 月に公表した津波予測のうち、本市において最大の浸水域・浸水深を予測した「慶長型地震」の津波による被害結果に基づき、津波対策（ソフト対策を主体）を検討しています。

神奈川県は、国の首都直下地震モデルを踏まえ、平成 27 年 2 月に「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を含む 9 つの津波浸水予測を新たに公表しています。相模トラフ沿いの最大クラスの地震中央モデルによる津波で予測される本市の浸水域は、慶長型地震のおよそ倍となっていますが、相模トラフ沿いの最大クラスの地震の発生頻度が 2 千年から 3 千年あるいはそれ以上となっていること、また国及び県は津波対策の対象とする地震を今後 100 年間で発生する確率が高い「大正型関東地震」としていることを踏まえ、本市においては、これまでの対策の継続性を重視し、慶長型地震による津波を対象とした対策を当面進めていくこととします。

(表2) 川崎市地震防災戦略用被害見積り(川崎市、冬18時の場合)

種別	被害項目		単位	根拠とする被害数
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	12,271
		中破	(棟)	14,326
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	32,942
		半壊	(棟)	54,707
	液状化による被害	全壊	(棟)	640
		半壊	(棟)	1,343
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	279
		半壊	(棟)	651
	津波による被害(※)	全壊	(棟)	8
		半壊	(棟)	10,025
		浸水	(棟)	4,617
	建物被害 合計 (津波を除く)	全壊	(棟)	33,861
		半壊	(棟)	56,701
地震火災	出火	(件)		247
	延焼による焼失棟数	(棟)		17,372
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	826
		重軽傷者	(人)	12,653
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	11
		重軽傷者	(人)	219
	屋外落下物による被害	死者	(人)	2
		重軽傷者	(人)	125
	家具転倒による被害	死者	(人)	22
		重軽傷者	(人)	299
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	20
		負傷者	(人)	685
	火災による被害	死者	(人)	263
		重軽傷者	(人)	5,023
	津波による被害(※)	死者	(人)	(避難しない場合) 5,816
	人的被害 合計 (津波を除く)	死者	(人)	1,143
		重軽傷者	(人)	18,975
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	414,852
		7日後断水	(世帯)	346,747
		10日後断水	(世帯)	270,117
		14日後断水	(世帯)	167,845
		21日後断水	(世帯)	69,066
		28日後断水	(世帯)	0
	下水道	直後支障(1～8日後)	(世帯)	276,022
		(H21のみ7日後支障)	(世帯)	-
		11日後支障	(世帯)	238,950
		15日後支障	(世帯)	172,881
		18日後支障	(世帯)	108,403
		22日後支障	(世帯)	38,033
		29日後支障	(世帯)	9
		36日後支障	(世帯)	0
	一般回線電話不通		(台)	175,934
	電力	直後停電	(件)	399,050
		1日後停電	(件)	399,050
		2日後停電	(件)	363,906
		3日後停電	(件)	45,316
		4日後停電	(件)	2,716
		5日後停電	(件)	0
	都市ガス供給停止			49%～100%
	LPガス供給停止		(件)	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	7/83
		中規模損傷	(橋)	75/83
		軽微な被害	(橋)	1/83
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27
生活支障等	避難所への避難者 (*)	(1～3日後)	(人)	414,715
		(28日後)	(人)	205,249
	災害廃棄物発生量		(千トン)	3,696
	自力脱出困難者		(人)	607
	主要駅での滞留者(私用等外出者)		(人)	34,616
	主要駅での滞留者(就業者・学生)		(人)	101,002
	建物被害による直接経済被害額		(億円)	44,142
	直接経済被害額		(億円)	53,067

網かけの項目はH24想定による被害数です。

(※)「津波による被害」はH24想定「慶長型地震」による被害です。

(*)「避難所への避難者」は各区ごとに避難者数の大きい想定を採用し、全市で合算したものです。

5 川崎市地震防災戦略（計画期間平成 27 年度まで）の検証

(1) 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度

(2) 減災目標

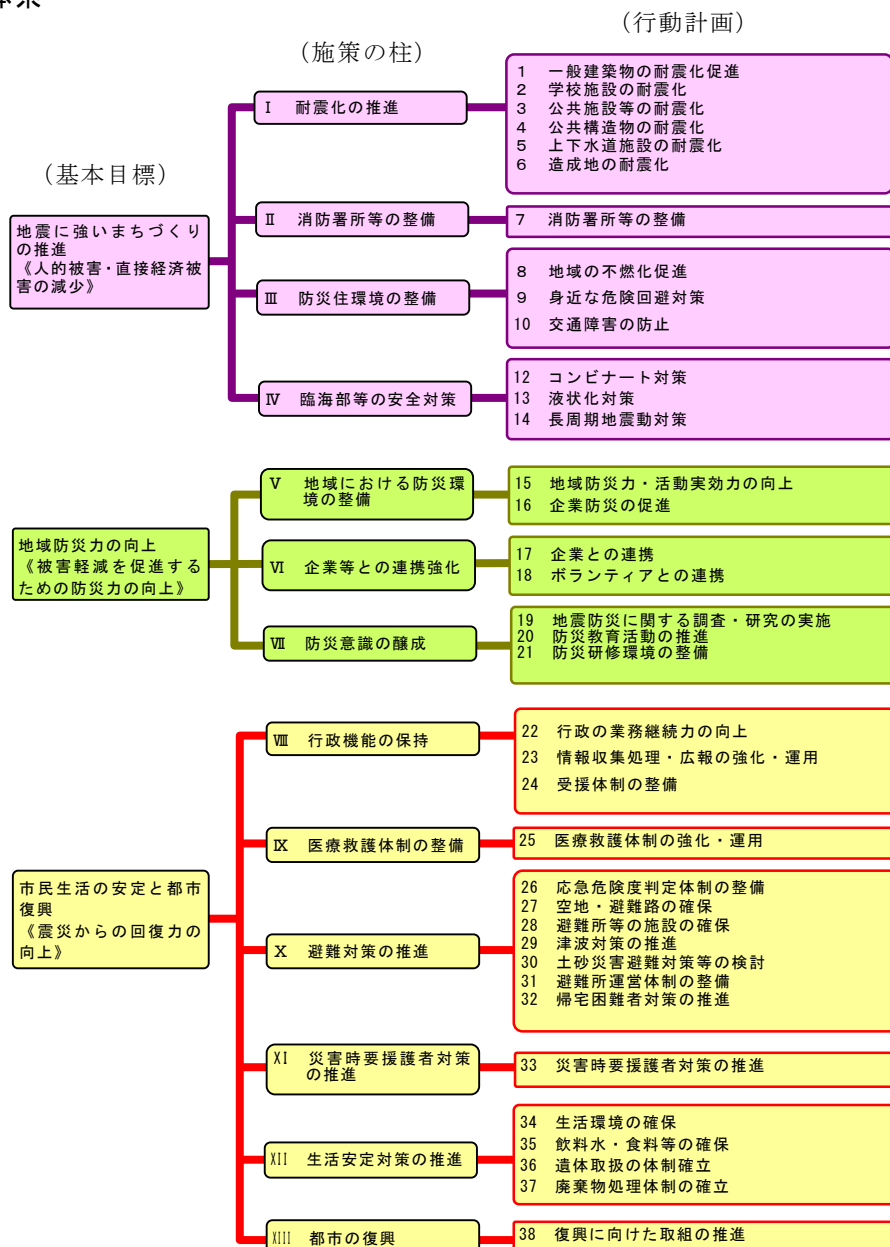
項 目	目 標
死 者	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数の 4 割減を目標とします。 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人
直接経済被害	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される経済被害の 3 割減を目標とします。 約 5.3 兆円 ⇒ 約 3.8 兆円

＊最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1 津波）に対しては、海岸保全施設の整備等津波対策（ハード対策）により、市街地への浸入を防ぐものとします。

＊ 上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。

津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。 約 5,820 人 ⇒ 0 人
------	--

(3) 体系



(4) 平成 27 年度末における減災目標の達成状況

地震被害想定調査で想定された人的被害及び経済被害について、地震防災戦略に位置付けられた各減災施策のこれまでの進捗状況や平成 27 年 7 月時点の固定資産データ及び都市計画データ等を踏まえ、減災効果を定量的に検証し達成度を確認しました。

また、津波被害については、地震防災戦略に位置づけられた各減災施策の取組を踏まえ、減災効果を定性的に検証しました。

ア 減災目標の達成状況（平成 27 年度）

減災目標 (死者)	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数の 4 割減 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人
達成状況 (平成 27 年度)	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数 1,144 人 ⇒ 849 人(−295 人：減災効果約 26%) <減災効果 1> 建物倒壊による人的被害 826 人 → 598 人(−228 人) 【主な施策】住宅の耐震化 86%→92% 特定建築物の耐震化 88%→92% <減災効果 2> 火災による人的被害 263 人 → 243 人(−20 人) 【主な施策】住宅の耐震化 86%→92% 耐震性防火水槽の充足率 88.2%→93% 各種防災訓練の実施 <減災効果 3> 各種対策による減 54 人 → 8 人(−46 人) 【主な施策】家具の固定、ブロック塀改善指導、急傾斜地の整備
減災目標 (直接経済被害)	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される経済被害の 3 割減 約 5.3 兆円⇒約 3.8 兆円
達成状況 (平成 27 年度)	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される経済被害 約 5.3 兆円⇒約 5 兆円(−0.3 兆円：減災効果約 5%) <減災効果> 建物被害等による直接被害額の軽減 5.3 兆円→5 兆円(−0.3 兆円) 【主な施策】住宅の耐震化 86%→92% 上下水道施設の耐震化 耐震強化岸壁の整備
減災目標 (津波被害)	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロ 約 5,820 人 ⇒ 0 人
達成状況 (平成 27 年度)	慶長型地震で想定される津波による死者数 約 5,820 人 ⇒ 減少傾向 <減災効果> 【主な施策】津波避難施設の確保 88 施設（収容人数約 15 万人） 津波ハザードマップ、標識等による周知啓発 津波避難訓練の実施 （津波避難訓練時のアンケート調査 津波ハザードマップの住民認知率 H25：78%、H26：63% 自宅の想定浸水深や最寄の津波避難施設の認知率 H25:43%、H26:77%） （参考）避難しない場合の死者数（平成 27 年度時点）：約 5,767 人

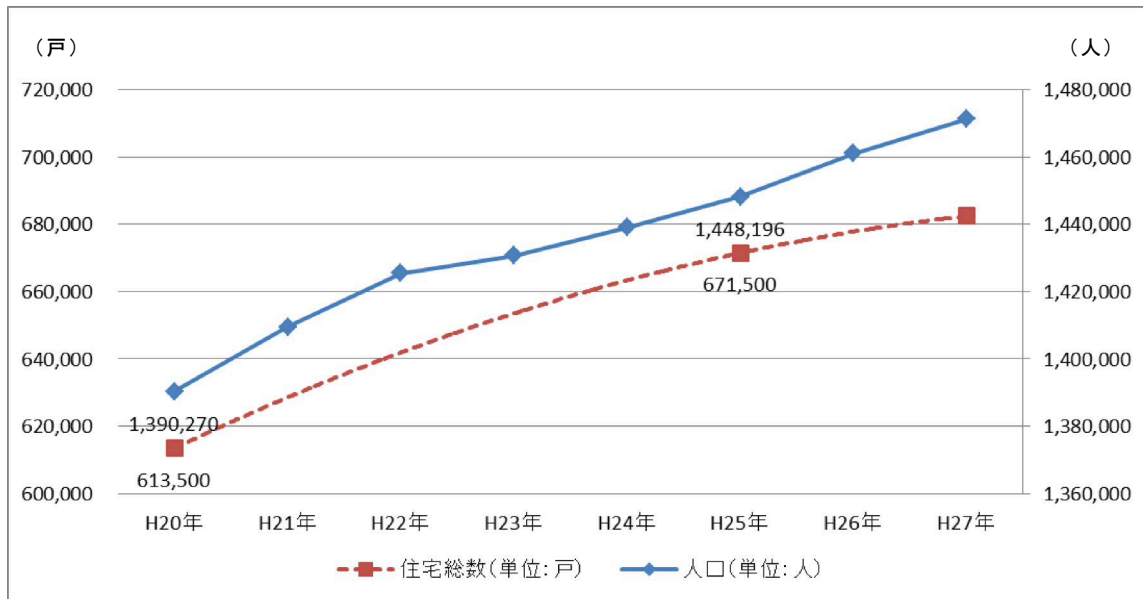
イ 検証結果の概要

(ア) 死者数

平成 27 年 7 月現在の固定資産データ及び都市計画データにより建物データを更新し、そのデータを基に被害想定と同様の手法で人的被害を予測したところ、死者数は 849 人であり、平成 21 年度想定から-295 人（減災効果約 26%）という結果になりました。

これは、本市において住宅や公共施設等の耐震化の着実な推進により、建物倒壊による死者数の減災効果は発現されているものの、この間の本市の人口及び建物数の増加分について、火災による死者数等の減災効果が当初の予測をやや下回ったことによるものです。

（表 3）川崎市の人口（各年 10 月 1 日）と住宅総数の推移



(イ) 直接経済被害

新たに算出された建物被害等の被害量をもとに、直接被害を算出したところ、直接経済被害額は約 5 兆円であり、平成 21 年度想定から-0.3 兆円（減災効果約 5%）という結果になりました。

これは、建物の耐震化は建物被害の軽減に寄与しているものの、その効果が全壊 24%、半壊 7%程度の低減にとどまっていること、またこの間の建物数の増加により被害量が拡大したことから、経済被害額の減災効果が減少したことによるものです。

(ウ) 津波被害

津波避難施設の指定により要避難者数の避難場所が確保できていること、定期的に津波避難訓練を実施していること、また訓練時アンケートからは住民の津波に対する意識が高いと推定されることから、現時点において津波による死者数は減少傾向にあると確認できました。

(5) 今後の取組の方向性

地震防災戦略における各減災施策の進捗により、防災対策は着実に進んでいるものの、減災目標が達成されていない状況であることから、災害に強いまちづくりに向けて、更なる減災・防災対策を推進していきます。

(6) 新たな減災目標についての検討

ア 死者

災害から命を守ることは、最重要課題であり、減災目標として必須であることから、引き続き減災目標として死者数を設定することとします。目標値については、国が首都直下地震（都心南部）で「死者数を概ね半減」、県も、大正型関東地震で「死者数を概ね半減」を設定していることから、各種減災施策による実現可能性も考慮し、川崎市直下地震で想定される「死者数の概ね半減」を目標とします。

イ 直接経済被害

直接経済被害は、建物やインフラ関連の想定される被害量を基に失われた資産価値を計算することにより算出していますが、実態を正しく把握し評価することが難しく、また人件費や建設資材の高騰によっても被害額が増大するなど、減災効果を直接評価できない側面があることから、国の首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月策定）や県の新たな地震防災戦略（平成 28 年 3 月策定）が直接経済被害の目標値を設定していないことも踏まえ、本市においても直接経済被害は目標として設定しないこととします。ただし直接経済被害の低減に資する取組は引き続き推進していきます。

ウ 津波被害

津波による死者数は減少傾向にあるものの、避難しない人がゼロになるまで、引き続き対策を継続する必要があることから、「津波による死者数ゼロ」を引き続き減災目標とします。

6 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

(1) 計画期間

新たな地震防災戦略は、前戦略と合わせ、計画期間が 10 年間となるよう、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間としました。

これは、国の首都直下地震対策推進基本計画の計画期間がおおむね 10 年間とされていることと、本計画と同時期に策定する「川崎市国土強靱化地域計画」や「川崎市耐震改修促進計画」の最終年度に合わせたものです。

(2) 減災目標

本市では、これまでの取組を踏まえ、命を守ることを主眼に、表 5 のとおり減災目標を掲げました。

(表 4) 川崎市地震防災戦略における目標

項 目	目 標
死 者	計画期間（平成 32 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数の概ね半減を目標とします。 約 1,140 人 ⇒（平成 27 年度時点 849 人） ⇒ 約 570 人
津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。 約 5,820 人 ⇒ 0 人

- * 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1 津波）に対しては、海岸保全施設の整備等津波対策（ハード対策）により、市街地への浸入を防ぐものとします。
- * 上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。

(3) 具体施策等の見直し

計画期間内における各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

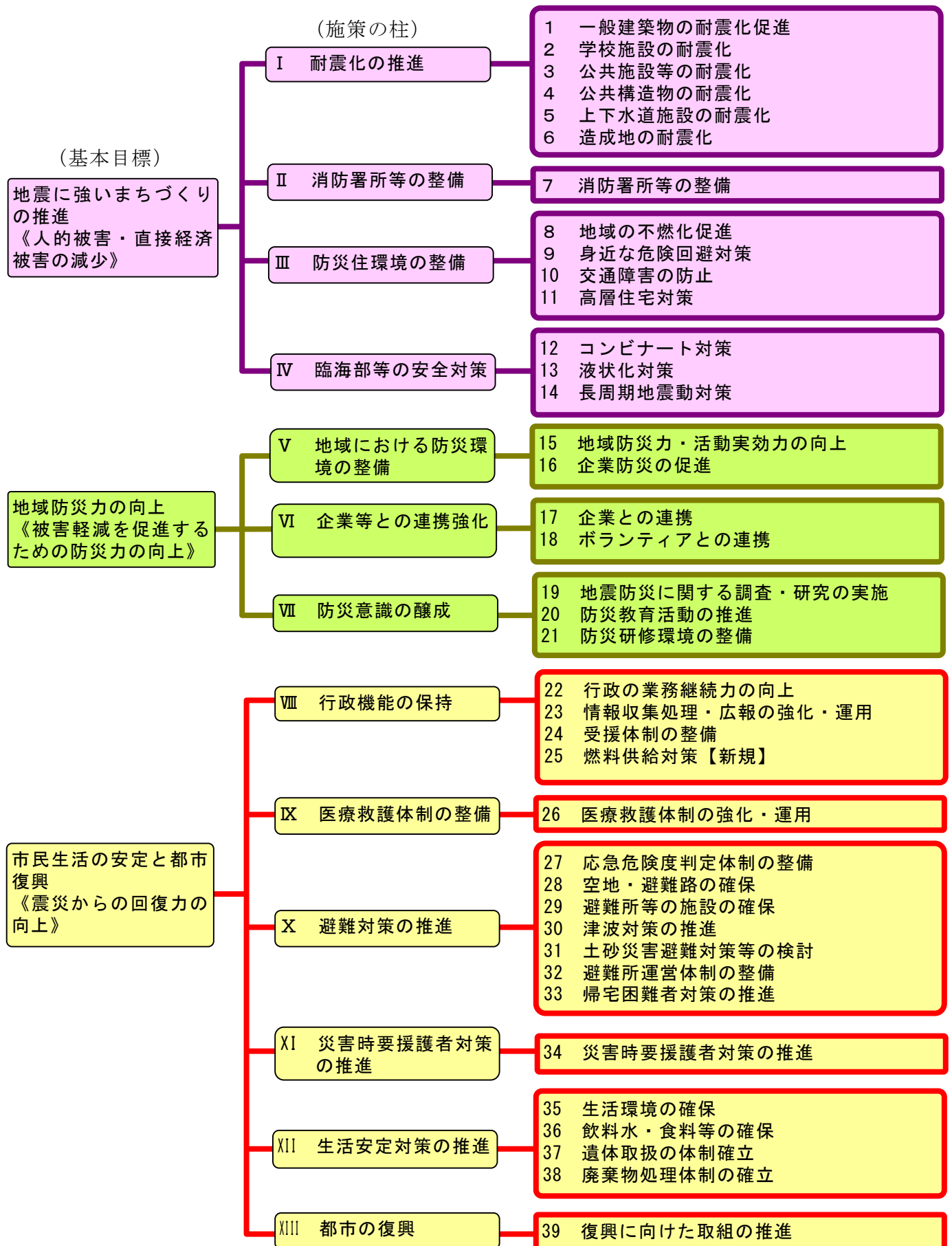
(4) 体系

川崎市地震防災戦略の体系は、次ページのとおりに第 1 階層から第 3 階層までとなっています。

体系における第 1 階層を基本目標とし、第 2 階層に目標を達成するための施策の柱、第 3 階層に行動計画を示しています。

(図 4) 川崎市地震防災戦略の体系

(行動計画)



7 減災目標達成のための具体施策

【具体施策等の記載例】

目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画 1 一般建築物の耐震化促進		
阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約 8 割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。本市における被害想定調査でも、死者約 1,140 人のうち、最大で約 8 割にあたる 800 人以上が、建物の被害によるものと想定されます。 そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。…①		
1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化…② 大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。…④	所管：まちづくり局…③
	取組実績（平成 23～27 年度） ・住宅全体の耐震化率 86%（H20）→92%（H27） ・木造住宅耐震診断士派遣制度 1,552 件 ・木造住宅耐震改修助成制度 518 件 ・分譲マンションの予備診断 315 件、耐震診断 48 件、改修設計 8 件、改修工事 5 件…⑤	
	平成 32 年度までの達成目標 「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 32 年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率 95%とします。…⑥	

《施策の効果》…⑦

◆耐震化率向上による死者数の減少

- ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 92%→目標 95%
- ・民間の特定建築物耐震化率 現状 92%→目標 95%

■建物被害の減少による経済被害の抑制

- 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
- 瓦礫等の災害廃棄物の減少
- 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》…⑧

☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

① 行動計画の概要

② 具体施策の事業名

③ 具体施策の所管局（区）名

④ 具体施策の概要

⑤ 取組実績（平成 23～27 年度）（新規施策については記載していません。）

⑥ 平成 32 年度までの達成目標

⑦ 行動計画ごとの具体施策の効果

- 《凡例》
- ・◆…人的被害の減少効果に関する項目
 - ・■…経済被害の減少効果に関する項目
 - ・○…その他定性的な効果に関する項目

⑧ 防災協働社会の実現に向け、市民・企業等の皆様に実施していただきたい地域防災への参画内容

※取組が完了した施策は施策番号を網掛けで表示しています。

目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画 1 一般建築物の耐震化促進		
阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約 8 割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。 本市における被害想定調査でも、死者約 1,140 人のうち、最大で約 8 割にあたる 800 人以上が、建物の被害によるものと想定されます。 そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。		
1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化 大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。	所管：まちづくり局
	取組実績 （平成 23～27 年度） ・住宅全体の耐震化率 86%(H20)→92%(H27) ・木造住宅耐震診断士派遣制度 1,552 件 ・木造住宅耐震改修助成制度 518 件 ・分譲マンションの予備診断 315 件、耐震診断 48 件、改修設計 8 件、改修工事 5 件	
	平成 32 年度までの達成目標 「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 32 年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率 95%を目標とします。	
2	民間の特定建築物の耐震化 大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。	所管：まちづくり局
	取組実績 （平成 23～27 年度） ・特定建築物の耐震化率 88%(H22)→92%(H27) ・特定建築物及び大規模特定建築物耐震改修等助成制度・小規模福祉施設等耐震化促進制度：診断 38 件、設計 15 件、改修 12 件	
	平成 32 年度までの達成目標 「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 32 年度までに、特定建築物の耐震化率 95%を目標とします。	
3	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究【No.82 再掲】 自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	所管：危機管理室 まちづくり局
	取組実績 （平成 23～27 年度） ・防災フェアや相談会等における耐震化の重要性の意識啓発活動の実施 ・木造住宅耐震改修助成制度については、時限的に補助額等の拡充 ・小規模福祉施設等耐震化促進支援制度、大規模特定建築物耐震改修等事業助成制度、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度の創設	
	平成 32 年度までの達成目標 自助努力による耐震化の促進に向けて、より効果的な啓発活動等を行います。	

4	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化【新規】	所管：まちづくり局
	大規模地震時において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防ぐため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進します。	
	平成 32 年度までの達成目標	耐震診断義務化沿道建築物について、平成 31 年 3 月 31 日までに耐震診断の結果の報告を受け、その結果の公表を行います。また、耐震性が不足している建築物の所有者に対しては、耐震化の啓発等を行い、耐震化を促進します。

《施策の効果》

◆耐震化率向上による死者数の減少

- ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 92%→目標 95%
- ・民間の特定建築物耐震化率 現状 92%→目標 95%

■建物被害の減少による経済被害の抑制

- 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
- 瓦礫等の災害廃棄物の減少
- 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

行動計画 2 学校施設の耐震化

学校施設の耐震性は、多くの児童・生徒の安全ばかりでなく、周辺地域の市民生活にも影響します。

そのため、全市立学校の耐震化を推進し、児童・生徒の安全を確保します。

5	市立学校の耐震化 【関連施策：No.118】		所管：教育委員会
	市立学校の耐震化については平成 24 年度に完了しています。 屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成 27 年度に完了しています。 引き続き、耐震化のための施設整備を進めていきます。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・市立学校耐震化率 100% (H24) ・体育館天井材の撤去(全校) ・体育館照明器具・バスケットゴール・ボードの落下防止(全校) ・格技室天井材の撤去(全校)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	特定天井改修工事、教室照明に関しては速やかに整備を進めていきます。	

《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保
- 被災者のための避難所機能の保全
- 学校の早期再開

行動計画 3 公共施設等の耐震化		
公共施設等には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された建物が存在し、耐震性を確保していない建物もあります。 大地震等の発生時における応急活動拠点、地域の防災拠点としての機能確保や、市民の安全を確保するため、計画的に耐震化を推進します。		
6	公共建築物（庁舎・区役所等）の耐震化	所管：まちづくり局 総務企画局
	旧耐震基準で建築された建築物（平成 18 年現在 2,320 棟）のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物（492 棟）について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設（53 棟）については、安全性を確保するため、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施しています。	
	取組実績 （平成 23～ 27 年度）	・対策が必要な 53 棟の耐震対策完了（一部の施設は、廃止及び使用停止であるが、解体工事は引き続き実施） ・「川崎市本庁舎等建替基本計画」の策定、本庁舎事務室の他庁舎への仮移転及び第 2 庁舎耐震補強工事の完成
	平成 32 年度までの 達成目標	「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部の廃止及び使用停止となっている施設について、引き続き解体工事による耐震対策を実施します。 本庁舎等の建替については、現本庁舎は平成 28・29 年度に解体します。新本庁舎は平成 28 年度に設計に着手し、最も早く事業が進捗した場合には、平成 31 年度に建築工事に着手しますが、着工の段階でスケジュールの確認を行い、適切に進捗管理を行うものとします。
7	市立病院の耐震化 【関連施策：No.122】	所管：病院局
	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。	
	取組実績 （平成 23～ 27 年度）	・市立井田病院の新病院棟（免震構造）完成（H27.3）
8	社会福祉施設の耐震化 【関連施策：No.123】	所管：健康福祉局 こども未来局
	社会福祉施設である老人いこいの家（48 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。 また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。	
	取組実績 （平成 23～ 27 年度）	・老人いこいの家（全 48 棟耐震対策完了） ・こども文化センター（全 58 施設耐震対策完了）
	平成 32 年度までの 達成目標	取組を完了しました。

9	競輪場の耐震化 【関連施策：No.124】		所管：経済労働局
	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・防災機能の拡充(太陽光発電設備等の設置等) ・既存メインスタンドの耐震化完了(H28. 2)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。平成 33 年度中までに段階的に、耐震基準を満たしていない施設の除却や入場門棟等の新改築を進めていきます。	
10	卸売市場（南部・北部）の耐震化		所管：経済労働局
	食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。 ※南部市場については、平成 22 年度に耐震工事を完了しました。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・北部市場管理事務所棟工事完了(H24)、青果棟耐震補強工事完了(H27)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	取組を完了しました。	
11	消防署所・消防団器具置場等の耐震対策		所管：消防局
	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、計画的に耐震整備を行います。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・高津消防署新作出張所、川崎消防団第 2 分団器具置場への耐震補強工事の実施 ・多摩消防団生田分団東生田班、高津消防団橘分団新作班器具置場の改築工事の実施 ・訓練塔の改築設計の実施	
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、計画的に耐震整備を推進します。	
12	町内会・自治会会館の耐震化 【No.70 再掲】		所管：市民文化局
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・耐震診断士派遣事業(H21～H24 の 4 年間実施) ・耐震設計・改修補助事業(H22～H26 の 5 年間実施) ※18 棟耐震化完了(H23～H26)、2 棟耐震化見込(H27) ・会館整備補助制度の見直しによる耐震化等への補助上限額引き上げ(H27.4～)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。	

《施策の効果》

- ◆児童、高齢者等施設利用者の安全確保
- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 庁舎等の耐震化による行政機能の保持
- 消防署所等の耐震化による消防力（災害対応力）の保持
- 医療機能の保持
- 自治活動の保全と避難対策

行動計画 5 上下水道施設の耐震化		
過去の地震災害を見ても、水道施設の被害や下水道機能の障害は、市民生活に大きな影響を及ぼすばかりでなく、経済活動への影響や、その後の都市復興の遅滞を招きます。 そのため、日常生活を営む上で欠かすことのできないライフライン機能のうち、本市が所管する上下水道の機能保全対策を推進します。		
15	水道施設の耐震化	所管：上下水道局
川崎市水道事業中期計画に基づき、基幹施設の耐震化、耐震性の低い管路の更新、自家発電設備の設置、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震発生時の各施設が受ける被害の軽減及び安全な施設の構築を図ります。		
取組実績 (平成 23 ~27 年度)		・長沢浄水場の更新工事完了 ・生田配水池・鷺沼配水池・百合ヶ丘配水塔の耐震化工事完了 ・重要な施設への供給ルート耐震化完了 ・老朽配水管の更新工事推進
平成 32 年度までの達成目標		平成 34 年度末までに配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化率 100%を目標とします。 平成 30 年度末までに老朽配水管の解消を目標とします。
16	下水道施設の耐震化	所管：上下水道局
川崎市下水道事業中期計画に基づき、下水道幹線等の重要な管きょや、水処理センター・ポンプ場について耐震化や減災対策、耐震診断を行うことにより、被災時における流下機能・処理機能の確保を推進します。 また、津波対策として、水処理センター・ポンプ場の防水化についても推進します。		
取組実績 (平成 23 ~27 年度)		・川崎駅以南の重要な管きょの耐震化の推進 ・水処理センター・ポンプ場の耐震化および既存施設の防水化による津波対策の推進
平成 32 年度までの達成目標		老朽管が多く、地盤の液状化が想定される川崎駅以南の地域を重点地域とし、災害時に機能確保が重要となる地域防災拠点等と水処理センター・ポンプ場とをつなぐ管きょや、鉄道・河川・緊急輸送道路の下の方きょなど、重要な管きょの耐震化を完了します。 また、川崎駅以北の重要な管きょについては、耐震診断を完了させます。 水処理センター・ポンプ場についても、耐震補強や施設・設備の更新等に合わせ、効率的・効果的に耐震化を推進していきます。 また既存施設の防水化による津波対策を推進します。

《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 給排水機能の保全による生活支障の抑制
- 生活衛生環境の保全
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

行動計画 6 造成地の耐震化		
老朽化した擁壁は、大雨や大地震等の発生により崩落する危険性があり、住宅への被害や周辺地域への被害も甚大になる可能性があります。また、近年の地震で、大規模に盛土造成した土地においても、造成地全体が滑り落ちるなどの被害が報告されています。 そのため、擁壁の改修工事等を促進するとともに、大規模盛土造成地の減災対策を推進します。		
17	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【関連施策No.39】	所管：まちづくり局
	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事等の費用の一部を助成します。	
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・当該制度を利用した擁壁の改修工事实施 (16 件) ・宅地防災工事助成金制度の対象拡大
	平成 32 年度までの 達成目標	擁壁改善等の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事の助成を行い、老朽化した擁壁等の倒壊などを防止します。
18	宅地耐震化推進事業の推進	所管：まちづくり局
	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。	
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・大規模盛土変動予測調査の実施 ・大規模盛土造成地マップの改善
	平成 32 年度までの 達成目標	大規模盛土変動予測調査を実施するなど、宅地耐震化推進事業を推進します。
《施策の効果》 ■建物・宅地被害の減少による経済被害の抑制 ○早期の都市（経済）復興		

施策の柱 Ⅱ 消防署所等の整備

行動計画 7 消防署所等の整備		
大地震等の発生時の防災拠点確保に向け、老朽化した消防出張所や消防団器具置場を計画的に整備することで、初動体制を強化します。また、消防活動に必要な資器材や耐震性防火水槽等を整備することにより災害対応力の向上を図ります。		
19	消防署所・消防団器具置場等の整備	所管：消防局
臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。		
取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・麻生消防署栗木出張所を新築、同署柿生出張所、宮前消防署菅生出張所の改築工事を実施。 ・犬蔵出張所、小田出張所の長寿命化対策を実施し、航空隊庁舎、訓練塔、高津消防団高津分団二子班器具置場の設計を実施しました。	
平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、計画的に庁舎の整備を推進します。	
20	消防資器材等の整備	所管：消防局
大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。		
取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・消防車両、装備品等の更新整備 ・ヘリコプター更新に伴う各種事務事業の推進 ・避難所への消火ホースキット配備	
平成 32 年 度までの 達成目標	災害対応力の向上に向け、消防資器材等の計画的な整備を推進します。	
21	消防情報通信体制の整備	所管：消防局
全国的な施策として消防救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成 28 年 5 月 31 日までとなっているため、本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行っています。		
また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。		
取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・消防救急デジタル無線(活動波・共通波)の運用開始	
平成 32 年 度までの 達成目標	消防指令システム及び消防情報管理システムの安定稼働を図るため、平成 28 年度から 29 年度の 2 箇年で一部更新整備を行います。	

22	耐震性防火水槽の整備	所管：消防局
	大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。	
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・耐震性防火水槽の充足率 88.2%(H22)→93.0%(H27)
	平成 32 年 度までの 達成目標	未充足地域の解消に向けて、公園等の施設に耐震性防火水槽を毎年 5 基ずつ整備し、平成 32 年度までに充足率を 95%に引き上げます。
23	消防団の充実強化	所管：消防局
	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。	
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・消防団員数 1,189 人(うち女性 77 人)(H22)→1,181 人(うち女性 85 人)(H27) ・各種訓練・広報の実施 ・装備品等の整備
	平成 32 年 度までの 達成目標	消防団員数を確保することは、地域防災力の向上につながることであり、災害に強い都市を形成には必要不可欠であることから、消防団員の現充足率 87%以上を目指し、災害対応力の向上を図ります。
24	緊急消防援助隊活動拠点の整備	所管：消防局
	本市において懸念されている川崎直下、相模トラフ等の大地震に備え、大規模災害時に全国から応援に駆け付ける拠点となる川崎市消防総合訓練場について「緊急消防援助隊の活動拠点としての機能」を強化するため整備を行いました。	
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・緊急消防援助隊活動拠点の工事完了 (H27)
	平成 32 年 度までの 達成目標	取組を完了しました。

《施策の効果》

- ◆初動体制の強化による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 災害時における消防力の保持及び体制強化

《市民・企業等との協働》

☆市民は、消防団への入団に御協力ください。

施策の柱 Ⅲ 防災住環境の整備

行動計画 8 地域の不燃化促進		
大地震等の発生時に市内で多数の火災が発生、延焼が拡大してしまった場合、本市の消防力（消防車両や消防職員、消防団など）のみでは対応が困難になることも想定されます。 そのため、密集市街地の改善や公園・緑地を確保することにより、地域の不燃化を促進し、火災被害の危険性を低減させます。		
25	防災都市づくり基本計画の推進	所管：まちづくり局 危機管理室 関係局
大地震等の発生による大規模な災害に対し、発災前の防災・減災に向けた予防的な対策と、発災後のすみやかな都市復興を可能とするための事前の備えについての取組を進め、災害に強い都市づくりを推進します。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・防災都市づくり基本計画の策定 ・災害リスクマップ作成
	平成 32 年 度までの 達成目標	平成 26 年度に策定した「防災都市づくり基本計画」を踏まえ、地震被害想定が多角的な分析から防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を進めます。
26	密集市街地の改善	所管：まちづくり局
人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進します。 ※平成 24 年 10 月 12 日に国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定した地区が、市内には 2 地区（3 町丁目）存在しています。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・不燃領域率(小田 2、3 丁目地区 36.6%(H23)→38.0%(H27)、幸町 3 丁目地区 32.7%(H23)→34.9%(H27)) ・防災まちづくりプランに基づく支援メニューによる建築物の不燃化や区画道路拡幅整備の実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区を選定し、当該地区において建築物の不燃化対策等を推進することにより、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害をできるだけ早期に 3 割削減を目指します。
27	建物の出火率の低減	所管：危機管理室 関係局区
建物が密集した市街地における大地震発生時の火災対策として、個々の建物からの出火を抑制する取組を進めます。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・感震ブレーカーの普及に向けた広報の実施、普及策の検討
	平成 32 年 度までの 達成目標	国の「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた広報を継続するとともに、更なる普及促進に向けた方策について検討します。

28	民間再開発の誘導による公開空地の確保 【No.113 再掲】		所管：まちづくり局
	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・都市計画決定による公開空地や広場等の確保(小杉地区等) ・「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」策定	
	平成 32 年度までの達成目標	低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用しながら、民間再開発事業者等と協議・調整を進め、公開空地の確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進します。	
29	公園緑地の整備推進 【関連施策：No.115】		所管：建設緑政局 各区役所
	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・富士見公園(市民利用施設等の更新・再整備) ・等々力緑地(災害時の安定的なエネルギー環境の整備) ・生田緑地(集中備蓄倉庫の整備、自衛隊緊急車両搬入路の整備)	
	平成 32 年度までの達成目標	公園緑地は、市民のいこいの場やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、一時避難場所や延焼防止などの機能を持っているため、借地公園制度や国の交付金の活用等により引き続き整備を図ります。 また、街区公園等の身近な公園については、救援活動場所や救援物資等の集積場所としての役割が期待されることから、部署間で連携して整備計画を策定し、防災に配慮した公園施設の整備を行うとともに、徒歩帰宅者への支援として、広域避難場所に位置づけられている公園や幹線道路沿いの公園を対象に、太陽光発電による広域避難場所の標識や公園灯などの整備を引き続き進めます。	

(*)不燃領域率とは、地区の面積に対する幅員 6m以上の道路やまとまった空地、耐火性能を有する建築物の面積の割合によって求められます。焼失危険性を示す指標の一つで、不燃領域率 30%程度以下の市街地が大規模な地震等で出火すればその焼失率は 80%を超えてきわめて危険な状況となり、一方不燃領域率 40%以上に達すると市街地の焼失率が急激に低下して 20～25%程度となるとされ、さらに不燃領域率が 60%を超えると焼失率はほぼゼロとなり延焼の危険性がほとんどなくなるとされています。

《施策の効果》

- ◆火災による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 拠点機能の確保

行動計画 9 身近な危険回避対策		
ブロック塀の倒壊や看板の落下などのほか、ガラスの飛散やタンス・冷蔵庫の転倒による室内での被害も、過去の地震災害では人的被害の多くを占めています。 そのため、屋内外における身近な危険回避対策を推進し、被害の軽減を図ります。		
30	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【関連施策：No.37】	所管：まちづくり局
	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	
	取組実績 （平成23～27年度）	・パンフレットを作成し啓発、改善指導の実施（50件指導）
	平成32年度までの達成目標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。
31	落下危険物の改善・指導の実施 【関連施策：No.38】	所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	
	取組実績 （平成23～27年度）	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の安全性の確保及び保守点検の執行状況調査の実施 ・広告管理者に対する適正な管理の周知
	平成32年度までの達成目標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。 屋外広告物許可の更新申請の際に一定の規模を超えた広告物について安全点検を求め、また、申請者へ更新の案内を送付する際に広告物の安全管理についてのチラシを同封するとともに、消防局が主催する「複合ビルの危害防止に関する説明会」において、屋外広告物の適正管理について普及啓発に取り組みます。
32	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【関連施策：No.61】	所管：健康福祉局 危機管理室
	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	
	取組実績 （平成23～27年度）	・一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施（約350件） ・防災啓発冊子やぼうさい出前講座等における普及啓発 ・区民会議提案にもとづく家具転倒防止対策の実施（麻生区） ※市民アンケートによる家具の固定率 42.9%（H21）→56.5%（H24）→36.5%（H27）
	平成32年度までの達成目標	一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施していくとともに、「ぼうさい出前講座」の実施や、防災啓発冊子等の配布を通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。

《施策の効果》

- ◆ブロック塀、屋外広告物、家具等の対策による死者数の減少
- 通行障害の防止
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

- ☆企業等は、屋外広告物（看板・サイン類）の落下防止に積極的に取り組んでください。
- ☆市民・企業等は、自ら所有するブロック塀等、又は設置する自動販売機等の転倒防止に努めてください。
- ☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

行動計画 10 交通障害の防止		
大地震等の発生時における迅速な応急・復旧活動のため、交通ネットワークの形成を図り、緊急交通路・輸送道路の確保や、道路機能の保全に努めるほか、早期の市民生活の安定、都市復興をめざします。		
33	道路機能の早期回復体制の整備 【関連施策：No.54】	所管：建設緑政局
	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・関係事業者との防災訓練等を通じた検証の実施 ・JFEスチールと資材の優先提供に関する協定を締結
	平成 32 年度までの達成目標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
34	応急復旧（占用）工事の効率化	所管：建設緑政局
	大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者（ライフライン企業等）が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・占用事業者と大規模災害発生時における応急復旧に関わる許認可業務等の事前承認に関する覚書を締結（H26.4.30 締結）
	平成 32 年度までの達成目標	取組を完了しました。
35	橋りょうの耐震化 【No.13 再掲】	所管：建設緑政局
	緊急輸送道路に架かる重要な橋りょうや比較的規模の大きい橋りょう 124 橋の耐震対策（Ⅰ期）が概ね完了しています。 今後は、重要な橋りょうの耐震性能を向上させるとともに、生活道路に架かる未対策な橋りょうについても、耐震対策（Ⅱ期）を実施していきます。 ※緊急輸送道路上の「歩道橋」（90 橋）については、耐震対策を完了しています。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・124 橋のうち 123 橋耐震化完了。（1 橋は平成 29 年度完了予定）
	平成 32 年度までの達成目標	橋りょうの耐震対策（Ⅱ期）として 36 橋の耐震化を完了します。
36	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底 【関連施策：No.116】	所管：建設緑政局
	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・市ホームページを活用した周知
	平成 32 年度までの達成目標	緊急輸送道路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。

37	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【No.30 再掲】		所管：まちづくり局
	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。		
	取組実績 （平成23～27年度）	・パンフレットを作成し啓発、改善指導の実施（50件指導）	
38	平成32年度までの達成目標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。	
	落下危険物の改善・指導の実施 【No.31 再掲】		所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。		
	取組実績 （平成23～27年度）	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の安全性の確保及び保守点検の執行状況調査の実施 ・広告管理者に対する適正な管理の周知	
	平成32年度までの達成目標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。 屋外広告物許可の更新申請の際に一定の規模を超えた広告物について安全点検を求め、また、申請者へ更新の案内を送付する際に広告物の安全管理についてのチラシを同封するとともに、消防局が主催する「複合ビルの危害防止に関する説明会」において、屋外広告物の適正管理について普及啓発に取り組みます。	
	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【No.17 再掲】		所管：まちづくり局
	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事等の費用の一部を助成します。		
	取組実績 （平成23～27年度）	・当該制度を利用した擁壁の改修工事实施（16件） ・宅地防災工事助成金制度の対象拡大	
	平成32年度までの達成目標	擁壁改善等の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事の助成を行い、老朽化した擁壁等の倒壊などを防止します。	
40	川崎港海底トンネルの機能強化 【関連施策：No. 52】		所管：港湾局
	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。 また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。 さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。		
	取組実績 （平成23～27年度）	・人道出入口の案内板設置（7基） ・自家発電用燃料保管庫の設置	
	平成32年度までの達成目標	東扇島と市街地を結ぶ唯一の道路である川崎港海底トンネルの防災機能強化に向けた取組を推進します。	

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 11 高層住宅対策		
近年の都市化に伴い増加する高層住宅は、エレベーターの停止や長周期地震動による特有の影響が想定されるため、それらの危険性を周知することにより、被害や生活支障の軽減を図ります。		
41	エレベーターの早期復旧体制の構築	所管：危機管理室
	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年 度)	- 平成 24 年度地震被害想定調査によるエレベーター停止閉じ込め対策の検討 ※市内エレベーターの地震時管制運転装置の設置件数:約 2,000 件(H27) - P波型地震時管制運転装置の設置について記載したチラシをビル管理者へ配布した。
	平成 32 年度までの 達成目標	神奈川県等と連携し、保守会社等による復旧体制の構築に努めます。
42	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.81 再掲】	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年 度)	- 平成 24 年度地震被害想定調査において長周期地震動の影響について調査 - 防災啓発冊子等により高層住宅における地震被害の特徴について周知
	平成 32 年度までの 達成目標	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を行います。
43	緊急地震速報の活用 【No.91 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年 度)	- 市役所、区役所、図書館、市立学校、保育園等の市施設で緊急地震速報の自動放送を開始 - 市ホームページ等で緊急地震速報の案内を掲載
	平成 32 年度までの 達成目標	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始します。 市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充します。

44	高層集合住宅の震災対策 【関連施策：No.62】		所管：まちづくり局
	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の整備を推進・誘導します。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年 度）	・川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱についてパンフレットを作成し制度の広報を実施 ・当該要綱に適合したマンションに適合証を交付（23 棟）※H28.1 月末時点	
	平成 32 年度までの達成目標	引き続き、地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、各年度 10 棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努めるよう周知・普及啓発を図ります。	

《施策の効果》

- エレベーター閉じ込めの防止と早期復旧
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。
- ☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

施策の柱Ⅳ 臨海部等の安全対策

行動計画12 コンビナート対策		
本市においては、臨海部に日本有数のコンビナートを擁しており、国・県・事業者が推進する防災対策のほか、本市独自の防災対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。		
45	石油コンビナート等における災害対応力の強化	所管：消防局
石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。		
取組実績 (平成23～27年度)	・石油コンビナート災害警防活動指針に基づく自衛消防隊等と連携した訓練を実施	
平成32年度までの達成目標	自衛消防隊及び共同防災組織との合同訓練を通じて連携を強化し、災害対応力の向上に努めます。	
46	長周期地震動対策 【No.59 再掲】	所管：危機管理室 消防局 関係局
海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。		
取組実績 (平成23～27年度)	・平成24年度の地震被害想定調査において長周期地震動による影響を調査 ・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の早期耐震化を指導 ・九都県市による研究成果をもとに国へ石油コンビナート等民間企業の減災対策について提案活動を実施 ・防災啓発冊子等により、高層住宅における地震被害の特徴と対策について周知	
平成32年度までの達成目標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及啓発やコンビナート地域の安全対策の指導に努めます。	
47	屋外タンクの耐震化対策の推進 【関連施策：No.56】	所管：消防局
旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19年3月31日までに措置されております。 タンク容量により異なりますが、平成29年3月31日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。		
取組実績 (平成23～27年度)	・耐震及び液状化対策済タンク(特定屋外タンク 88.8%(430/484基)→100%(447/447基)、準特定屋外タンク 46.6%(117/251基)→67.4%(159/236基)) ・スロッシング対策済タンク(浮き屋根式特定屋外タンク 27.9%(19/68基)→54.5%(36/66基)、内部浮き蓋付き特定屋外タンク 25.9%(14/54基)) ※平成27年9月30日現在	
平成32年度までの達成目標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。	

48	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【関連施策：No.57】		所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・川崎臨海部防災協議会を平成 24 年度に設置し、継続して防災、減災に関する事項について協議 ・川崎区危機管理地域協議会等において各種情報共有や災害時の情報伝達について検討	
	平成 32 年度までの 達成目標	川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理協議会等において、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進め、訓練等を通じて検証を行います。	
49	臨海部緊急輸送道路の機能確保 【No. 58 再掲】		所管：港湾局
	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため、臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・緊急輸送道路としての機能を確保するため、埋設管付近の段差抑制対策工事に着手	
	平成 32 年度までの 達成目標	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うための対策工事を推進します。	
50	臨海部防災対策計画の推進		所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・川崎市臨海部防災対策計画を策定（H25） ・部署間で連携して臨海部における総合的な防災対策を推進 ・「川崎臨海部の防災対策」パンフレットを作成し、臨海部の防災・減災対策について周知	
	平成 32 年度までの 達成目標	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進します。	
51	同報系屋外受信機の整備と情報伝達の強化 【関連施策：No.133】		所管：港湾局 関係局
	同報系屋外受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・同報系屋外受信機（23 基）を整備完了	
	平成 32 年度までの 達成目標	取組を完了しました。	

52	川崎港海底トンネルの機能強化【No.40 再掲】		所管：港湾局
	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。 また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。 さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ 人道出入口の案内板設置 (7 基) ・ 自家発電用燃料保管庫設置	
	平成 32 年 度までの 達成目標	東扇島と市街地を結ぶ唯一の道路である川崎港海底トンネルの防災機能強化に向けた取組を推進します。	

《施策の効果》

- コンビナート火災等の抑制
- 危険物の流出抑制
- コンビナート災害による人的被害抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、屋外タンクの耐震化とともに、各事業所への緊急地震速報の積極的な導入を進め、コンビナート被害を最小限に食い止めるための事前の対策に努めてください。

行動計画 13 液状化対策		
東日本大震災をはじめ、過去の大地震等の発生時においては、液状化による道路被害や、埋設物（マンホールなど）の浮き上がりによる交通障害などが多く確認されています。 臨海部を擁する本市においても、その危険性があることから、道路機能の保全等のため、液状化対策を推進していきます。		
53	マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進	所管：上下水道局
マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進
平成 32 年度までの達成目標		下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。
54	道路機能の早期回復体制の整備 【No.33 再掲】	所管：建設緑政局
液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・関係事業者との防災訓練等を通じた検証の実施 ・JFEスチールと資材の優先提供に関する協定を締結
平成 32 年度までの達成目標		関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。
55	港湾施設の耐震化 【No.14 再掲】	所管：港湾局
大規模地震発生時における救援物資等の輸送機能を確保するため、港湾計画において計画されている 5 つの岸壁のうち既に整備が完了している岸壁を除く、3 つの岸壁の耐震化を推進します。		
また、川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの耐震化を推進します。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・千鳥町 7 号係船桟橋の耐震改修工事着手 ・川崎港海底トンネル車道部ダクト部及び人道・共同溝の耐震補強工事の実施
平成 32 年度までの達成目標		千鳥町 7 号係船桟橋の耐震改修の推進及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図ります。

56	屋外タンクの耐震化対策の推進 【No.47 再掲】	所管：消防局
	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成 19 年 3 月 31 日までに措置されております。 タンク容量により異なりますが、平成 29 年 3 月 31 日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・耐震及び液状化対策済タンク(特定屋外タンク 88.8%(430/484)→100%(447/447)、準特定屋外タンク 46.6%(117/251)→67.4%(159/236 基)) ・スロッシング対策済タンク(浮き屋根式特定屋外タンク 27.9%(19/68)→54.5%(36/66 基)、内部浮き蓋付き特定屋外タンク 25.9%(14/54 基)) ※平成 27 年 9 月 30 日現在
	平成 32 年度までの達成目標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。
57	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【No.48 再掲】	所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理地域協議会等において各種情報共有や災害時の情報伝達について検討
	平成 32 年度までの達成目標	川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理協議会等において、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進め、訓練等を通じて検証を行います。
58	臨海部緊急輸送道路の機能確保【関連施策：No. 49】	所管：港湾局
	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・緊急輸送道路としての機能を確保するため、埋設管付近の段差抑制対策工事に着手
	平成 32 年度までの達成目標	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うための対策工事を推進します。

《施策の効果》

- 施設損傷による経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、地盤の液状化対策等を進め、被害の軽減に努めてください。

行動計画 14 長周期地震動対策の推進		
相模トラフ沿いの地震などの海溝型地震の発生時においては、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害のほか、揺れが大きすぎて歩けないなどの行動困難などの影響が懸念されます。本市においては近年、高層住居が増加しているほか、臨海部には石油コンビナートの屋外タンクもあるため、高層建築物特有の安全対策についても推進していきます。		
59	長周期地震動対策 【関連施策：No.46, 80】	所管：危機管理室 消防局 関係局
海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。		
取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・平成 24 年度の地震被害想定調査において長周期地震動による影響を調査 ・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の早期耐震化を指導 ・九都県市による研究成果をもとに国へ石油コンビナート等民間企業の減災対策について提案活動を実施 ・防災啓発冊子等により、高層住宅における地震被害の特徴と対策について周知	
平成 32 年 度までの 達成目標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及啓発やコンビナート地域の安全対策の指導に努めます。	
60	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.81 再掲】	所管：危機管理室
年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。		
取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・平成 24 年度地震被害想定調査において長周期地震動の影響について調査 ・防災啓発冊子等により高層住宅における地震被害の特徴について周知	
平成 32 年 度までの 達成目標	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を行います。	

61	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【No.32 再掲】	所管：健康福祉局 危機管理室
	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施（約 350 件） ・防災啓発冊子やぼうさい出前講座等における普及啓発 ・区民会議提案にもとづく家具転倒防止対策の実施（麻生区） ※市民アンケートによる家具の固定率 42.9%(H21)→56.5%(H24)→36.5%(H27)
	平成 32 年 度までの 達成目標	一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施していくとともに、「ぼうさい出前講座」の実施や、防災啓発冊子等の配布を通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。
62	高層集合住宅の震災対策 【No.44 再掲】	所管：まちづくり局
	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の整備を推進・誘導します。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱についてパンフレットを作成し制度の広報を実施 ・当該要綱に適合したマンションに適合証を交付（23 棟）※H28.1 月末時点
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、各年度 10 棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努めるよう周知・普及啓発を図ります。

《施策の効果》

- 長周期地震動による人的被害の抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。
- ☆屋外タンク管理事業者は、タンクの耐震化とタンク内保管物の適正管理に努めてください。
- ☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

目標 2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》

施策の柱 V 地域における防災環境の整備

行動計画 15 地域防災力・活動実効力の向上

自主防災組織の活動を支援するほか、地域の危険箇所の把握、災害図上訓練の実施などを行い、地域防災力の向上をめざします。		
63	自主防災組織の活動支援	所管：危機管理室 各区役所
自主防災組織の活動の活性化や地域防災力の向上に資するため、「自主防災組織の手引」等を用いて、防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進します。 ※平成 27 年度 10 月 1 日現在の自主防災組織結成数は、726 組織です。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・事務の迅速化のため助成金交付事務を区へ移管(H24) ・「自主防災組織の手引き」を改定(H25) ・自主防災組織が行う訓練や啓発活動を支援
	平成 32 年度までの達成目標	自主防災組織の結成や活動について「自主防災組織の手引き」等を活用し、各種訓練や啓発活動への支援を実施します。また、自主防災組織活動助成制度の活用を推進し、自主防災活動の活発化や地域防災力の向上を図ります。
64	自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進	所管：危機管理室 各区役所
災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、自主防災組織が地域の状況に応じた資器材を十分に保有するよう、助成制度の活用を推進します。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・事務の迅速化のため助成金交付事務を区へ移管(H24) ・助成対象品目を拡充(H25、H26) ・制度を利用した防災資器材の整備を促進するため自主防災組織へ周知を実施
	平成 32 年度までの達成目標	自主防災組織が利用しやすいよう制度や品目の見直しを図るとともに、助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上に努めます。
65	住民（自主防災組織）によるハザードマップの作成及び訓練の実施	所管：危機管理室 各区役所
地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・「自主防災組織の手引き」において、ハザードマップの作成手順を掲載 ・自主防災組織リーダー等養成研修でハザードマップ作成(DIG)を実施 ・地域包括支援センターと自主防災組織によるハザードマップ作りの支援を実施(中原区)
	平成 32 年度までの達成目標	自主防災組織等にハザードマップ作成の普及・促進を図り、地域の中での危険箇所の把握や対策への活用を進めます。

66	防災訓練の効果的な推進		所管：危機管理室 各区役所 消防局
	防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・関係各機関との連携による市総合防災訓練等を実施 ・市総合防災訓練への外国人市民の参加 (H25、H26) ・各区において避難所開設訓練や自主防災組織による訓練等を実施	
	平成 32 年度までの達成目標	地域住民が積極的に参加できる訓練を企画するとともに、自主防災組織の訓練を推進します。 防災週間等に、市民、市民団体及び防災関係機関等との連携による市総合防災訓練を実施して地域防災力の向上に向けた取組を進めるとともに、防災フェアを合同開催し、災害体験や防災展示を通して防災・減災に関する意識の向上を図ります。	
67	学生等を交えた防災訓練の実施【No.84 再掲】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの向上に向け、中学生以上を対象とした防災訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災の取組を推進していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・消防署主催の防災スクールにおける災害用トイレ組立訓練の実施 ・総合防災訓練等各種訓練における学生の参加	
	平成 32 年度までの達成目標	市総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進します。	
68	大規模施設における防災体制の強化		所管：消防局
	大地震等の発生に備え、不特定多数の者等が利用する大規模な防火対象物の防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・防災管理講習会の実施 ・自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供するとともに受講を指導	
	平成 32 年度までの達成目標	防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を図ります。	
69	災害図上訓練の推進 【関連施策：No.87】		所管：各区役所 危機管理室
	楽しみながら参加でき、自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取り組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・自主防災組織等が行う DIG へ指導者を派遣 ・自主防災組織リーダー等養成研修において DIG (H25)、HUG (H26)、風水害に関するグループワーク等 (H27) を実施	
	平成 32 年度までの達成目標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練を検討し、研修の開催等により災害対応力の向上に努めます。	

70	町内会・自治会会館の耐震化 【関連施策：No.12】	所管：市民文化局
	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに耐震化を図ります。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	- 耐震診断士派遣事業(H21～H24 の 4 年間実施) - 耐震設計・改修補助事業(H22～H26 の 5 年間実施) ※18 棟耐震化完了(H23～H26)、2 棟耐震化見込(H27) - 会館整備補助制度の見直しによる耐震化等への補助上限額引き上げ(H27.4～)
	平成 32 年度までの達成目標	町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。
71	緊急地震速報の活用【No.91 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	- 市役所、区役所、図書館、市立学校、保育園等の市施設で緊急地震速報の自動放送を開始 - 市ホームページ等で緊急地震速報の案内を掲載
	平成 32 年度までの達成目標	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始します。 市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充します。
72	地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討	所管：まちづくり局 区役所 危機管理室
	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	- 防災まちづくりモデル地区(2 地区)において実施した体験学習やまち歩き等を踏まえ、防災まちづくりのための計画を地区ごとに策定(H25～H27) - 区民会議提案にもとづく家具転倒防止対策の実施(麻生区)
	平成 32 年度までの達成目標	平成 28 年度は、防災まちづくりモデル地区の検証を行います。 平成 29 年度以降は、大きな焼失被害の発生が懸念される地区から毎年優先的に取組む地区を抽出し、地域住民との協働による防災まちづくりのための計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを行います。その他、各種協議会や区民会議等を通じて、地域住民等による防災まちづくりの課題解決に向けた協議を推進します。

《施策の効果》

- 自主防災活動の促進
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地域・事業所における実践訓練や図上訓練を積極的、継続的に行い、災害のイメージを認識するとともに、災害対応力の向上に努めてください。
- ☆市民・企業等は、それぞれの訓練を実施するほか、相互に連携し、地域と企業・事業所が一体となった訓練を実施し、地域防災力の向上に努めてください。

行動計画 16 企業防災の促進		
大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や、業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図るため、市内企業に対して事業継続計画（BCP）の早期策定を働きかけていきます。		
73	事業継続計画（BCP）の策定・促進	所管：経済労働局 危機管理室
	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してBCPの早期策定を働きかけていきます。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・「川崎市防災対策ガイドブック」の配布を通じた企業に対する普及・啓発を実施 ・BCP作成に向けたセミナーを実施 ・川崎市産業振興財団によるコンサルタント派遣を実施 ・川崎市内企業・事業所による防災対策への取組事例集の企画・発行
	平成 32 年 度までの 達成目標	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、川崎商工会議所等経済団体との協力や川崎市防災協力連絡会などを通じて、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。
74	緊急地震速報の活用【No.91 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・市役所、区役所、図書館、市立学校、保育園等の市施設で緊急地震速報の自動放送を開始 ・市ホームページ等で緊急地震速報の案内を掲載
	平成 32 年 度までの 達成目標	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始します。 市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充します。
《施策の効果》 ○事業停止による間接的な経済被害の抑制		
《市民・企業等との協働》 ☆企業等は、大規模災害時における事業損失を最小限に抑制するため、BCPの策定や、事業所の安全対策を実施してください。		

施策の柱 VI 企業等との連携強化

行動計画 17 企業との連携		
企業の防災活動には、事業所における従業員や顧客の安全確保、事業活動の維持や社会活動の安定、地域防災活動への貢献などの役割が期待されます。 また、協定等による本市が行う応急活動への協力など、市民生活への直接的な影響も考えられることから、企業との連携のための施策を推進します。		
75	企業が持つ防災資源の提供や企業による人的支援の協力体制の推進	所管：危機管理室
	大地震等の発生時における初期活動への支援や、一時避難場所としての敷地提供等のほか、平時における防災活動への協力などについて、企業に働きかけを行い、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	- 川崎市防災協力連絡会を通じた市内企業・事業所の防災の取組の促進 - 防災登録事業所登録数:28 事業所(H23)→122 事業所(H27) ※防災登録事業所登録数は平成 27 年 11 月 1 日現在
	平成 32 年度までの達成目標	川崎市防災協力連絡会の開催、企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」、防災イベント等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進します。
76	災害時応援協定等の充実	所管：危機管理室 関係局
	川崎市が締結している災害時の応援協定等が有効に機能するか、訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて協定内容の見直しを行います。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	- 現行の協定等で対応できない事項について協定・再締結を実施 - 総合防災訓練等を通じた協定の実効性を検証 ※災害時の応援協定の締結数 189 件(H22)→549 件(H27)
	平成 32 年度までの達成目標	各種訓練を通じて災害時応援協定等の実効性を検証し、必要に応じて内容の見直しや新たな協定の締結を行い、災害時応援協定等の充実を図ります。
77	地域防災力の充実・強化	所管：危機管理室 関係局区
	大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する可能性があることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあることから、自主防災組織や企業等への訓練指導を行っていきます。 さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等により地域防災力を向上します。また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	- 各種消防訓練を通じ各事業所との連携を実施 - 防災協力事業所の登録促進 - 自主防災組織と防災協力事業所との連携を推進 - 自主防災組織や企業等への訓練指導
	平成 32 年度までの達成目標	市内企業との連携や、企業・事業所向けの防災啓発を行い、防災協力事業所の登録を促進します。 また、関係機関と調整しながら、自主防災組織や企業等における訓練指導を積極的に行っていきます。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、自らの安全を確保した上で、行政、地域住民と共に災害対応を行えるよう、体制の構築に努めてください。

行動計画 18 ボランティアとの連携		
大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、各地からの多くのボランティアが活動することが想定されます。 これらのボランティアと効果的に連携し、早期の復旧・復興につなげるための施策を推進します。		
78	専門性の高い市民ボランティアの確保	所管：危機管理室 関係局
大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるよう体制を整備していきます。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・動物救援ボランティアの確保 ・部署間、団体等と連携し研修や受援体制に関する整理を実施
平成 32 年度までの達成目標		専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を高めていきます。
79	ボランティアとの連携体制の構築	所管：危機管理室 関係局
大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを修正 (H25) ・総合防災訓練において災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施
平成 32 年度までの達成目標		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等により、連携体制を維持していくとともに、各区センターの運用方法やボランティアとの連携方法のあり方について検討を進めます。
《施策の効果》 ○迅速な応急活動の実施 ○地域における災害対応力の向上 ○早期の市民生活安定 ○早期の都市（経済）復興		

施策の柱 VII 防災意識の醸成

行動計画 19 地震防災に関する調査・研究の実施		
市民・企業・行政がそれぞれの役割に基づいた震災対策を、計画的かつ効果的に進めるため、防災力の向上に向けた基盤を築くための動機付けにつながる調査・研究を推進します。		
80	長周期地震動対策 【No.59 再掲】	所管：危機管理室 消防局 関係局
	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・平成 24 年度の地震被害想定調査において長周期地震動による影響を調査 ・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の早期耐震化を指導 ・九都県市による研究成果をもとに国へ石油コンビナート等民間企業の減災対策について提案活動を実施 ・防災啓発冊子等により、高層住宅における地震被害の特徴と対策について周知
	平成 32 年度までの 達成目標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及啓発やコンビナート地域の安全対策の指導に努めます。
81	高層住宅における地震被害特性の啓発 【関連施策：No.42, 60】	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・平成 24 年度地震被害想定調査において長周期地震動の影響について調査 ・防災啓発冊子等により高層住宅における地震被害の特徴について周知
	平成 32 年度までの 達成目標	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を行います。

82	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究 【関連施策：No.3】		所管：危機管理室 まちづくり局
	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・防災フェアや相談会等における耐震化の重要性の意識啓発活動の実施 ・木造住宅耐震改修助成制度については、時限的に補助額等の拡充 ・小規模福祉施設等耐震化促進支援制度、大規模特定建築物耐震改修等事業助成制度、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度の創設	
	平成 32 年 度までの 達成目標	自助努力による耐震化の促進に向けて、より効果的な啓発活動等を行います。	

《施策の効果》

○市民・企業における防災意識の向上

行動計画 20 防災教育活動の推進		
学校教育の各段階において、地震に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、副読本（パンフレット）や実践的な訓練による防災教育を推進します。		
83	防災教育用テキストの活用 各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 （小学校 1・2・3 年生用、小学校 4・5・6 年生用、中学生・高校生用）	所管：教育委員会
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・防災学習テキストを活用した防災教育の実施 ・防災リーフレットを児童に配付
	平成 32 年度までの達成目標	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。 防災学習テキストや備蓄物資を活用した防災教育を実施し、防災リーフレットを児童に配布するなど、防災意識の向上に努めます。
84	学生等を交えた防災訓練の実施 【関連施策：No.67】	所管：各区役所 危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災訓練を推進していきます。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・消防署主催の防災スクールにおける災害用トイレ組立訓練の実施 ・総合防災訓練等各種訓練における学生の参加
	平成 32 年度までの達成目標	市総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進します。
《施策の効果》 ◆児童・生徒や教員の安全確保 ◆地域における災害対応力の向上		
《市民・企業等との協働》 ☆市民は、学校における防災教育だけでなく、家庭や地域においても防災教育の推進に努めてください。		

行動計画 21 防災研修環境の整備		
地域住民が自助及び共助について学び、地域における災害対応力を高めていくため、防災研修環境を整備します。		
85	市民等への防災啓発の推進	所管：危機管理室
	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等を通じ、市民等へ防災知識の普及啓発を促進していきます。また、防災啓発冊子を継続的に発行するなど、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進するなど、地域における自助・共助の取組促進への支援をしていきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	各種防災関連行事やぼうさい出前講座、防災ライブラリーによる貸出等を通じた防災知識の普及啓発を実施 ・ぼうさい出前講座 (459 件) ・ぼうさいライブラリー貸出 (356 件) ・防災啓発冊子のやさしい日本語版、6 か国語版作成・配付
	平成 32 年度までの 達成目標	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子等や市防災関連情報の提供を行う印刷物の配布、「ぼうさいライブラリー」の利用促進を図ります。また、市が実施する防災事業において、川崎市防災インストラクター等、地域の防災活動者を活用するなど、啓発を推進します。
86	リスクコミュニケーション ^(*) の普及・促進	所管：危機管理室
	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成等によるリスクコミュニケーションの推進 ・自主防災組織リーダー等養成研修における DIG、HUG やグループワークの実施
	平成 32 年度までの 達成目標	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進していきます。
87	災害図上訓練の推進 【No.69 再掲】	所管：各区役所 危機管理室
	楽しみながら参加でき、自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・自主防災組織等が行う DIG へ指導者を派遣 ・自主防災組織リーダー等養成研修において DIG (H25)、HUG (H26)、風水害に関するグループワーク等 (H27) を実施
	平成 32 年度までの 達成目標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練を検討し、研修の開催等により災害対応力の向上に努めます。

(*) リスクコミュニケーションとは、社会を取り巻くリスク（ある行動に伴って（あるいは行動しないことによって）、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念）に関する正確な情報を、市民、企業、行政などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図るものです。

《施策の効果》

- ◆ 自助努力の促進・共助体制の構築による人的被害の減少
- 防災意識の向上と地域防災体制の強化

《市民・企業等との協働》

- ☆ 市民・企業等は、市から発行される防災啓発冊子や、広報誌における防災情報を注視し、自身の防災意識の向上に努めてください。
- ☆ 市民・企業等は、市から発信される情報だけでなく、普段から、訓練への参加や、様々な防災関係情報を取得し、防災力の向上に努めてください。

目標 3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱Ⅷ 行政機能の保持

行動計画 22 行政の業務継続力の向上		
大地震等の発生時における行政機能の保持、早期回復をめざすため、本市の業務継続計画を策定・推進し、初動体制・応急体制の強化を図ります。		
88	業務継続計画の充実	所管：危機管理室 全局（室）区
	業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を計画に反映させることにより、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・業務継続計画を策定（H23） ・訓練等を通じて計画の検証を行い業務継続計画を適宜改訂
	平成 32 年度までの達成目標	研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。
89	図上訓練等による危機管理体制の強化	所管：危機管理室
	中央防災会議が公表した 19 タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・六機関合同震災対策図上訓練において関係機関との連携要領の確認検証を実施 ・九都県市合同図上訓練において応援受援体制の確認検証を実施
	平成 32 年度までの達成目標	九都県市合同図上訓練等の実施を通して各種防災計画や業務継続計画等を検証するなど、危機管理体制の強化を図ります。
90	初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実	所管：危機管理室 各区役所
	大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、宿日直及び当直体制等の初動体制の検証、関係職員への研修・訓練等を行い、引き続き全庁的な初動体制の強化に努めます。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・宿日直及び当直体制の確立と本庁舎及び区役所近隣に居住する職員の参集体制の整備による初動体制の強化（H23） ・区初動対応マニュアルの策定及び随時改定 ・災害対策本部及び区本部における訓練の実施
	平成 32 年度までの達成目標	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、研修・訓練等を実施し、初動体制の強化に努めます。
91	緊急地震速報の活用 【関連施策：No.43, 71, 74】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・市役所、区役所、図書館、市立学校、保育園等の市施設で緊急地震速報の自動放送を開始 ・市ホームページ等で緊急地震速報の案内を掲載
	平成 32 年度までの達成目標	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始します。 市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充します。

《施策の効果》

- 迅速な初動（指揮）体制の構築
- 迅速な応急活動の実施

行動計画 23 情報収集処理・広報の強化・運用		
大地震等の発生時における情報収集及び提供体制を整備し、正確な情報に基づく、災害発生直後からの応急活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、より迅速で正確に多くの市民等に必要な情報が伝わるような手段、手法を確立します。		
92	総合防災情報システムの運用	所管：危機管理室
	総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・総合防災情報システム等の運用 ・J-ALERT やエリアメールとの連携による防災情報の自動配信 ・総合防災情報システムと各種情報伝達手段との連携
	平成 32 年度までの達成目標	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を図ります。 また、情報収集・伝達能力の向上のためシステムの機能強化を行います。 次期防災情報システムの導入検討を行います。
93	災害情報カメラの整備・運用	所管：危機管理室
	市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・第 3 庁舎屋上カメラの更新(H23) ・市立井田病院屋上にカメラを新設(H24)
	平成 32 年度までの達成目標	定期的な点検、修繕により正常な機能を維持します。 次期更新に向け、機能拡張（増設を含む）等の再整備の検討を行います。
94	安否確認システムの運用	所管：危機管理室
	大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・市ホームページやチラシ等に災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の案内を掲載 ・メールニュースかわさき本文内に案内ページへのリンクを掲載
	平成 32 年度までの達成目標	市ホームページ、チラシ、メールニュースかわさき等で、市民への広報を継続し、利用を促進します。
95	防災情報ポータルサイトの運用	所管：危機管理室
	市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等を発信していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・防災情報ポータルサイトを運用し掲載情報を適宜更新 ・防災情報ポータルサイトの案内をチラシ等に掲載
	平成 32 年度までの達成目標	防災ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等、市民が必要とする情報を適時に掲載するとともに、防災情報ポータルサイトの利用を促進するため、防災啓発冊子やチラシ等に案内を掲載します。

96	災害時における広報の充実	所管：危機管理室 総務企画局 関係局
	大地震等の発生時においては、市民に対する的確な情報提供が不可欠であり、平時から備えておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝えることができるよう、広報の充実に努めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・災害情報を各種情報伝達手段により配信できる体制を整備 ・外国人市民向けに広報が実施できるよう、市職員を対象に「やさしい日本語講座」を開催
	平成 32 年 度までの 達成目標	各種防災無線設備、総合防災情報システム等の情報通信システムを安定的に運用し、災害時に適切な情報伝達を行います。 引き続き職員等を対象とした研修会等を開催するなど、「やさしい日本語」を学ぶ機会を設けるほか、災害時に適切な広報が実施できるよう、地域防災計画に定められている広報手法の充実に図ります。
97	区における災害時の情報収集、整理の充実・強化	所管：危機管理室 各区役所
	総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・区役所・出張所等に無線機を整備し情報収集体制を強化 ・区職員に対し各種訓練や情報機器操作研修を実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	区役所、支所、出張所等に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持します。 電子黒板の更新において、テレビ会議機能を導入し情報伝達の強化を行います。 区役所等における情報収集、整理のあり方について、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を図ります。
98	医療機関等との情報伝達体制の整備	所管：危機管理室 健康福祉局 病院局
	大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設（6 施設）に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・災害拠点病院にデジタル移動系無線を設置(H23,H24) ・市立多摩病院に衛星電話と衛星回線インターネット環境を整備(H25)
	平成 32 年 度までの 達成目標	災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持します。 各区の災害時医療救護体制の整備の中で、区の拠点となる施設のうち、機器の設置が完了していない施設に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備を図ります。

99	同報系防災行政無線の再整備		所管：危機管理室
	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・同報系防災行政無線のデジタル化再整備工事完了(H26) ・スピーカーの改善による受信環境の整備 ・J-ALERT や各種情報通信システムとの連携による自動放送を整備	
	平成 32 年 度までの 達成目標	土砂災害警戒区域、津波浸水予想地域等に屋外受信機を増設します。 教育施設、住民組織等へ設置済みのアナログ戸別受信機のデジタル化更新を行います。	
100	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化		所管：危機管理室
	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・総合防災情報システムの活用による各種情報の配信 ・デジタル移動系防災行政無線や多重系防災行政無線を活用した情報伝達を継続して実施	
	平成 32 年 度までの 達成目標	総合防災情報システムの操作研修を定期的実施し、効率的な情報収集・伝達体制の維持します。 モバイル端末を用いた災害情報の共有機能を導入します。	
101	防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善		所管：危機管理室 総務企画局
	大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきFM、t v k（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。 また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・防災行政無線の改善のため再送信子局の設置やスピーカー増設等を実施 ・電子メール等やエリアメールなど各種メディアを通じた情報伝達を継続して実施	
	平成 32 年 度までの 達成目標	屋外受信機を増設による音声到達範囲の拡充を行うとともに、住民組織等への周知により、戸別受信機の利用を促進します。 環境変化による電波伝搬状況の悪化対策として、再送信子局の増設による電波受信状況の改善を行います。 新たな情報伝達手段の導入について検討します。 引き続き、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化していきます。	

102	各種メディアの活用の推進		所管：危機管理室 総務企画局
	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ケーブルテレビや地域ポータルサイト等とのデータ連携による情報配信(tvk 及びケーブルテレビデータ放送、NHK 横浜、ラジオ日本、Google、Yahoo、レスキューナウ等)	
	平成 32 年度までの 達成目標	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」、tvk、ケーブルテレビ、かわさきアプリの防災アプリ等の各種メディアの活用及びLアラートを通じたメディアによる情報提供を行います。	
103	生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備		所管：危機管理室 総務企画局 関係局
	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・災害関連情報を速やかに広報するための連絡体制や運用体制の確認 ・図上訓練等を通じた提供情報と伝達手段の検証と地域防災計画への反映	
	平成 32 年度までの 達成目標	メールニュースかわさき、Twitter 等を用い、停電や大規模火災等の災害に関する情報、各種訓練の予告、広報を行います。 引き続き、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化していきます。	
104	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【関連施策No.125】		所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・特別養護老人ホーム 50 か所、養護老人ホーム 1 か所、介護老人保健施設 18 か所、障害者支援施設 7 か所、地域包括支援センター49 か所、基幹相談支援センター7 か所、健康福祉局及び各区に設置 (計 156 台)	
	平成 32 年度までの 達成目標	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対して、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置することで、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整えていきます。	

《施策の効果》

- 情報空白期の解消
- 迅速な情報集約による初動期の混乱防止
- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、災害時において市から発信される情報に注意し、流言等による混乱防止に努めてください。
- ☆市民・企業等は、正確な情報に基づく行動に努めてください。

行動計画 24 受援体制の整備		
震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等との協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な連携による迅速な災害対策が求められます。これらの応援部隊等の受入体制の的確な整備を図り、復旧・復興の迅速化を図ります。		
105	受援体制の整備	所管：危機管理室
より機能的な受援体制となるよう、地域防災計画で定める災害時における警察、自衛隊、消防機関等の広域応援部隊の活動拠点の拡充に努めます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・警察、自衛隊、消防機関等の活動拠点の配置の見直しと拡充
	平成 32 年 度までの 達成目標	活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充について検討します。
106	救援物資（備蓄を含む）の輸送手段の確立 【No.157 再掲】	所管：危機管理室
東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。		
このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・総合防災訓練等における救援物資輸送訓練の実施 ・市集積場所、区輸送拠点の見直し
	平成 32 年 度までの 達成目標	市集積場所、区輸送拠点の見直しなどを踏まえ、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、関係機関との情報交換や訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。

《施策の効果》

- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

行動計画 25 燃料供給対策（新規）		
東日本大震災の際、被災地はもとより首都圏においても石油系燃料の流通が滞る事態が発生しました。大震災時においても、重要施設に対する燃料供給や災害応急対策活動に必要な燃料を確保する必要があることから、災害時の燃料供給対策を実施し、応急体制の強化や生活環境の確保を図ります。		
107	災害時の燃料供給対策【新規】	所管：危機管理室 関係局区
大地震の発生時においても、重要施設に対する燃料供給や災害応急対策活動等に必要な燃料を確保するため、自家発電設備の設置や燃料の備蓄を進めるとともに、企業や関係機関等との連携に基づき必要な燃料の確保を図ります。		
	取組実績 (平成 23～ 27 年度)	・神奈川県石油業商業組合各支部との燃料の供給協力に関する協定の締結 (H24) ・県と石油連盟との災害時の重要施設に係る情報に関する覚書に基づく設備情報の共有 (H25～)
	平成 32 年 度までの 達成目標	重要施設等への自家発電設備の設置や燃料の備蓄等を進めるとともに、長期的にエネルギー供給が途絶えた場合でも燃料の確保ができるよう関係機関等との協定に基づく体制強化や、国、県等と連携した対策の検討などを行います。

《施策の効果》

- 迅速な初動（指揮）体制の構築
- 迅速な応急活動の実施
- 給排水機能の保全による生活支障の抑制

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業は、平時から必要な燃料の備蓄に努めてください。
- ☆市民・企業は、災害時における重要施設や緊急車両への優先給油に御協力ください。

施策の柱 Ⅸ 医療救護体制の整備

行動計画 26 医療救護体制の強化・運用

大地震等の発生時における多数の負傷者に対し、適切かつ必要な処置を行うための体制を強化します。 また、多くの市民が応急手当法を習得することにより、軽傷者の手当て、症状悪化の防止などにより、救護所や医療機関の負担を軽減し、医療救護活動の適正運用を図ります。		
108	応急手当方法等の普及・促進	所管：危機管理室 各区役所 消防局
	大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・各消防署等における普通救命講習や上級救命講習等の開催 ・ぼうさい出前講座、防災イベント、自主防災組織等における応急救護の普及啓発の実施 ・日赤と連携し、救急法救急員基礎養成講座を行い、応急手当等に関する技能の普及を実施(多摩区) ・赤十字奉仕団の活動として、団員を対象に「家庭内のけがの手当て」と「災害時のケア・手当」を開催し、平塚市の女性防災グループの講演を実施(麻生区)
	平成 32 年度までの達成目標	各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。 防災イベントや防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組促進を図ります。
109	医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化	所管：健康福祉局 各区役所 消防局
	大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。 また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ（傷病者重傷度緊急度判定）体制を強化します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・市内の専門医師に災害医療コーディネーターを委嘱 ・医薬品供給協力に関する協定の締結 ・各区における医療救護体制の検討 ・川崎病院の災害医療対応訓練に参加(川崎区)
	平成 32 年度までの達成目標	訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じで見直しを行うなど、医療救護体制の強化に努めます。また、「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)の活用をはじめとした災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築に関して検討を進めます。

110	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	所管：健康福祉局
	大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材（車両）が不足することが予想されます。 そこで、各機関の応援部隊（自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等）が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用（緊急通行車両事前届出制度の有効活用）などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・救急車以外の負傷者搬送について関係団体と協定を締結（H23）
	平成 32 年 度までの 達成目標	支援DMAT、緊急消防援助隊、自衛隊等、本市の救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関と連携して具体的な対応策について協議を進めていきます。

《施策の効果》

- 救護活動の遅滞による人的被害の拡大防止
- 適正な医療配分

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、積極的に応急手当法を習得し、災害時においても応急処置や軽傷程度の手当てができるように努めてください。

施策の柱 X 避難対策の推進

行動計画 27 応急危険度判定体制の整備		
大地震等が発生した場合、多くの建物被害や宅地擁壁の被害が発生することが予想され、これらの継続使用可否を迅速に判断する必要があることから、危険度判定体制を整備・強化します。		
111	応急危険度判定体制の運用	所管：まちづくり局
	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。	
	取組実績 (平成 23 年度～27 年度)	・判定士のための訓練、講習会の実施を行い、川崎市行政判定士 212 名及び一般判定士 1,096 名が応急危険度判定士の資格を有している。(平成 27 年 3 月 31 日時点) ・応急危険度判定業務マニュアルの策定
	平成 32 年度までの達成目標	判定士の質・量の確保のための訓練・講習会等を行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。
112	被災宅地危険度判定体制の整備	所管：まちづくり局
	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。	
	取組実績 (平成 23 年度～27 年度)	・被災地危険度判定士 117 人(H24)→152 人(H27)※OB 除く
	平成 32 年度までの達成目標	被災宅地危険度判定士については、県が示した本市養成目標数である 102 名以上（OB 除く）の確保に努めます。
《施策の効果》 ○危険度判定遅延による二次被害の防止 ○早期の市民生活安定		

行動計画 28 空地・避難路の確保		
大地震等の発生時に、生命に危険が及ぶ事態になった場合には、住民は速やかな避難行動を行う必要があります。 避難者を安全かつ円滑に避難させ、さらに、迅速な応急活動を実施するため、空地、公園緑地等を確保し、一時避難場所や活動拠点として活用します。		
113	民間再開発の誘導による公開空地の確保 【関連施策：No.28】	所管：まちづくり局
	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に合わせて事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・都市計画決定による公開空地や広場等の確保(小杉地区等) ・「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」策定
	平成 32 年度までの達成目標	低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用しながら、民間再開発事業者等と協議・調整を進め、公開空地の確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進します。
114	市民防災農地の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・市民防災農地:495 箇所、75.9ha(H27) ・市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率 12.7%
	平成 32 年度までの達成目標	引き続き、市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持していきます。
115	公園緑地の整備推進【No.29 再掲】	所管：建設緑政局 危機管理室
	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・富士見公園(市民利用施設等の更新・再整備) ・等々力緑地(災害時の安定的なエネルギー環境の整備) ・生田緑地(集中備蓄倉庫の整備、自衛隊緊急車両搬入路の整備)
	平成 32 年度までの達成目標	公園緑地は、市民のいこいの場やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、一時避難場所や延焼防止などの機能を持っているため、借地公園制度や国の交付金の活用等により引き続き整備を図ります。 また、街区公園等の身近な公園については、救援活動場所や救援物資等の集積場所としての役割が期待されることから、部署間で連携して整備計画を策定し、防災に配慮した公園施設の整備を行うとともに、徒歩帰宅者への支援として、広域避難場所に位置づけられている公園や幹線道路沿いの公園を対象に、太陽光発電による広域避難場所の標識や公園灯などの整備を引き続き進めます。

116	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底【No.36 再掲】		所管：建設緑政局
	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・市ホームページを活用した周知	
	平成 32 年 度までの 達成目標	緊急輸送道路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。	
117	利用可能な空地等の実態把握と一元管理 【関連施策：No.127】		所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管場所などの候補地のリスト化 ・公有地の現況把握	
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管場所などの候補地及び公有地の現況把握に努めていきます。	

《施策の効果》

- 迅速な応急作業の実施
- 安全な避難行動
- 衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 29 避難所等の施設の確保		
大地震等の発生時には、家屋の被害をはじめ、周辺の火災などにより、自宅からの避難が必要になることが想定されることから、多数の避難者を収容するための施設等を確保します。		
118	市立学校の耐震化【No.5 再掲】	所管：教育委員会
	市立学校の耐震化については平成 24 年度に完了しています。 屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成 27 年度に完了しています。 引き続き、耐震化のための施設整備を推進していきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・市立学校耐震化率 100% (H24) ・体育館天井材の撤去(全校) ・体育館照明器具・バスケットゴール・ボードの落下防止(全校) ・格技室天井材の撤去(全校)
	平成 32 年 度までの 達成目標	特定天井改修工事、教室照明に関しては速やかに整備を進めていきます。
119	避難所の施設機能強化	所管：危機管理室 教育委員会 各区役所
	大地震の発生に伴い、避難所においても通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフライン支障が起こる可能性があるため、避難所におけるバックアップ体制の整備を進めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・電力確保のための非常用発電機の更新・蓄電池の設置 ・特設公衆電話の敷設 ・プロパンガス設備の設置 ・備蓄倉庫の整備
	平成 32 年 度までの 達成目標	災害発生時の避難所開設等のための物資を保管する倉庫を整備します。 避難所となる市立学校の体育館等の電力確保を目的とする非常用発電機を順次整備します。 停電時職員室での情報収集等を行うことを目的とする太陽光発電設備と連携した蓄電池設備を順次整備します。 都市ガス供給停止時の熱源確保を目的とするプロパンガス設備を順次整備します。 避難所運営訓練等を通じて各種設置訓練や設備の動作確認を行います。

120	災害時のトイレ対策の充実【No.146 再掲】		所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所
	避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・災害時のトイレ対策（中間取りまとめ）の作成 ・災害用トイレ備蓄数：3303 基（H24）→3380 基（H26） ・マンホールトイレの設置：15 校	
	平成 32 年度までの 達成目標	災害発生当初からトイレ対応ができるよう、学校のトイレの活用、使用済み汚物処理袋の一時保管・処理方法、災害用トイレの備蓄目標、マンホールトイレや組立式仮設トイレの維持管理運営方法等について見直すとともに、備蓄の推進及び家庭内備蓄の啓発などを推進し、トイレ対策の充実を図ります。	
121	水道施設の応急対策の推進【No.152 再掲】		所管：上下水道局
	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・応急給水拠点全 139 箇所（耐震性貯水槽全 31 基含む）整備完了 ・開設不要型応急給水拠点 23 箇所整備	
	平成 32 年度までの 達成目標	配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点は、平成 30 年度末までに 4 箇所を整備し、全 7 箇所の整備を完了します。供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については年間 10 校のペースで整備します。	
122	市立病院の耐震化【No.7 再掲】		所管：病院局
	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・市立井田病院の新病院棟(免震構造)完成(H27.3)	
	平成 32 年度までの 達成目標	取組を完了しました。	

123	社会福祉施設の耐震化【No.8 再掲】		所管：健康福祉局 こども未来局
	社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。 また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・老人いこいの家(全 48 棟耐震対策完了) ・こども文化センター(全 58 施設耐震対策完了)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	取組を完了しました。	
124	競輪場の耐震化【No.9 再掲】		所管：経済労働局
	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・防災機能の拡充(太陽光発電設備等の設置等) ・既存メインスタンドの耐震化完了(H28.2)	
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。平成 33 年度中までに段階的に、耐震基準を満たしていない施設の除却や入場門棟等の新改築を進めていきます。	
125	社会福祉施設等災害時無線機器の設置【No.104 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMC A 業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・特別養護老人ホーム 50 か所、養護老人ホーム 1 か所、介護老人保健施設 18 か所、障害者支援施設 7 か所、地域包括支援センター49 か所、基幹相談支援センター7 か所、健康福祉局及び各区に設置（計 156 台）	
	平成 32 年 度までの 達成目標	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対して、引き続きデジタルMC A 業務用無線機を設置することで、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整えていきます。	
126	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保【No.145 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・二次避難所施設の拡大(178 施設(H23)→190 施設(H27)) ・市と二次避難所施設の連携体制の構築 ・市内の透析施設に対し、災害時の実態調査を実施	
	平成 32 年 度までの 達成目標	二次避難所施設の拡大や市と二次避難所施設の連携体制の構築を図ります。	

127	利用可能な空地等の実態把握と一元管理【No.117 再掲】		所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管場所などの候補地のリスト化 ・公有地の現況把握。	
	平成 32 年 度までの 達成目標	引き続き、仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管所などの候補地及び公有地の現況把握に努めていきます。	
128	避難所補完施設等の確保		所管：危機管理室
	市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、災害発生時に活用できるよう、関係機関（私立学校、大学、民間企業等）と調整していきます。		
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・県立高校を一時避難場所に位置付ける協定を締結 ・避難所補完施設となっている町内会館、自治会館等の位置付けを再確認	
	平成 32 年 度までの 達成目標	私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館の使用について関係団体等と協議し、一時避難場所や補完施設等の確保に努めます。	

《施策の効果》

- 避難者の負担軽減と避難所の環境保全
- 生活衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 30 津波対策の推進		
海域で地震が発生した場合、揺れによる被害のほか、津波の発生により広範囲にわたって甚大な被害をもたらす可能性があります。 神奈川県が公表した最大クラスの津波の浸水予測図に基づく津波からの避難対策や、発生頻度の高い津波に対する市街地への進入を防ぐための海岸保全施設の改良など、各種の津波対策を推進します。		
129	津波避難計画の充実	所管：危機管理室 港湾局 区役所
気象庁が津波警報を発表した場合の津波浸水予測地域への避難勧告又は避難指示の内容等を定める津波避難計画について、迅速に避難ができるよう、周知徹底するとともに、津波対策の進捗等を踏まえた見直し等、充実強化を図ります。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・津波避難計画の策定 (H25) ・津波ハザードマップ等による広報啓発や津波避難訓練の実施
平成 32 年度までの達成目標		津波避難計画の周知徹底を行うとともに、津波対策の進捗に応じ必要な見直しを行います。 そのほか、津波に対する啓発として、津波避難訓練の実施や各種広報を行います。
130	津波避難施設の指定	所管：危機管理室 港湾局 区役所
津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則ですが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定します。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・津波避難施設の指定数：92 施設（収容人数約 15 万人分） ・津波避難施設に蓄光式標識や誘導看板等を設置
平成 32 年度までの達成目標		津波浸水が想定される区域において、津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には避難誘導に資する蓄光式の標識を設置します。
131	津波ハザードマップ等の更新	所管：危機管理室 港湾局 区役所
防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うため、津波ハザードマップを作成し、適時更新する。		
取組実績 (平成 23～27 年度)		・津波ハザードマップ作成と全戸配布の実施 (H25) ・浸水情報や津波避難施設の位置など、津波避難に必要な情報を掲載した津波情報看板の設置 (28 箇所) ・海拔・想定浸水深の表示板を設置 (約 1200 箇所) ・津波ハザードマップの更新と津波避難施設マップの作成 (H27)
平成 32 年度までの達成目標		適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布します。

132	津波避難訓練等や防災教育の実施	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	津波警報等が発せられた場合、避難行動、避難施設の開設、防御施設の操作等の錬度向上のため、津波避難訓練を行います。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ 津波避難訓練、防潮扉閉鎖訓練を実施（毎年） ・ 避難訓練時に防災講座を同時実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施します。
133	同報系屋外受信機の整備と情報伝達の強化【No.51 再掲】	所管：港湾局 関係局
	同報系屋外受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ 同報系屋外受信機（23 基）を整備完了
	平成 32 年 度までの 達成目標	取組を完了しました。
134	海岸保全施設の改良	所管：港湾局
	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を契機に、神奈川県で東京湾沿岸海岸保全計画（神奈川県区間）の変更を行いました。変更した海岸保全基本計画に基づき、頻度の高い津波や高潮等から市内陸部を防護するため、海岸保全施設の改良を行います。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ 海岸保全施設（陸閘）の改良工事（6 箇所）を実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を推進します。
135	川崎港海底トンネルの津波浸水対策	所管：港湾局
	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが津波による浸水から護るため、津波浸水対策を推進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・ 防潮設備整備のための実施設計を実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	川崎港海底トンネル及び換気棟等の津波浸水対策を実施します。

《施策の効果》

- ◆ 津波による人的被害の減少

《市民・企業等との協働》

- ☆ 市民・企業等は、地震津波に対して適切に避難行動がとれるよう、津波に関する知識を向上するよう努めてください
- ☆ 企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 31 土砂災害避難対策等の推進

市中部から北部にかけては、丘陵の地形を残す地域が多く存在し、大雨等による土砂災害対策について検討する必要があります。

136	土砂災害警戒区域避難対策の推進	所管：まちづくり局 危機管理室
	神奈川県が新たに指定した土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。 ※平成 27 年 10 月現在の川崎市内における土砂災害警戒区域は 759 区域	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・土砂災害ハザードマップの更新（H26）及び説明会の開催 ・「ぼうさい出前講座」等を通じ市民への普及啓発を実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	「ぼうさい出前講座」や防災啓発冊子等を通じて、土砂災害ハザードマップの周知を行います。 土砂災害ハザードマップ等を活用しながら、土砂災害の危険性などについて広く周知を図ります。

《施策の効果》

- ◆土砂災害による人的被害の減少

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、日ごろから土砂災害ハザードマップを確認しておきましょう。

☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 32 避難所運営体制の整備		
自主防災組織や地域コミュニティ等が連携した、避難者に配慮した避難所の運営体制を確立します。		
137	避難所運営会議の活動・促進	所管：各区役所 危機管理室
	各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・避難所運営マニュアル(地震災害対策編)の改定 ・洪水・土砂災害用避難所運営マニュアル作成指針の策定 ・避難所運営会議や避難所開設訓練を通じ円滑な運営に向けた取組を推進
	平成 32 年度までの達成目標	全ての避難所での避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。また、避難所の円滑な運営に向けて、避難所に参集する職員（地域要員）との連携を図ります。
138	避難所運営マニュアルの充実・強化	所管：各区役所 危機管理室
	避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・避難所運営マニュアル(地震災害対策編)の改定 ・洪水・土砂災害用避難所運営マニュアル作成指針の策定 ・避難所運営会議や避難所開設訓練に基づき各避難所毎のマニュアルの修正・改定を実施
	平成 32 年度までの達成目標	現行マニュアルの検証や必要に応じた見直しを行うとともに、各避難所運営会議ごとに独自のマニュアルの作成を促進します。
《施策の効果》 ○避難所の環境保全 ○避難者の負担軽減		
《市民・企業等との協働》 ☆市民は、避難所の運営が被災者も含めた地域住民主体で行われるよう努めてください。 ☆市民は、避難所におけるルール作りを早急に行い、秩序の保持に努めてください。		

行動計画 33 帰宅困難者対策の推進		
首都圏で発生する大地震等では、交通機関の停止による混乱のほか、多数の帰宅困難者の発生が懸念されており、一斉に徒歩帰宅を行うと、道路等の通行支障を来すばかりでなく、思わぬ二次被害を招く恐れがあることから、企業等の協力を得て、広域的な帰宅困難者対策を推進していきます。		
139	帰宅困難者発生の抑制	所管：危機管理室
	九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知啓発や一斉帰宅抑制のための対策を推進していきます。 また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。 ※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者（平成 27 年 2 月末現在、市内 868 箇所）と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・九都県市共同で一斉帰宅抑制のためのリーフレットの作成 (H25) ・市内主要駅別に啓発リーフレットの作成 (H25) ・九都県市による災害時帰宅支援ステーションの確保
	平成 32 年 度までの 達成目標	災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進します。
140	安否確認方法の周知	所管：各区役所 教育委員会 危機管理室
	大地震発生時の家族の安否確認方法として、災害用伝言サービスの利用を周知します。また、在園、在校中の園児や児童、生徒の安否情報の提供システムを運用します。	
	取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・啓発冊子や会議、訓練等を通じた災害時伝言サービス等の周知を実施 ・学校において情報配信システムを運用
	平成 32 年 度までの 達成目標	災害用伝言サービスの利用について、市ホームページやパンフレット等により市民や市内企業に対して啓発を行います。また、情報配信システムを利用する等して、学校等における子どもの保護に伴う安否情報の提供に努めます。

141	主要駅対策の推進		所管：各区役所 危機管理室 まちづくり局
	主要駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため、一時滞在施設の確保を進めるとともに、区役所、駅、警察、その他関係者による協議の場を設置し、地域における災害時の行動ルール等の作成を進め、駅周辺の関係者が連携した帰宅困難者等の対策を推進します。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・一時滞在施設の確保（37 施設）と備蓄品の整備 ・駅、区、一時滞在施設等に無線機を設置 ・一時滞在施設に特設公衆電話を敷設 ・帰宅困難者等対策訓練の実施（各区） ・川崎駅周辺の都市再生安全確保計画及び災害時における行動ルールの策定と推進（H25～）（帰宅困難者用備蓄倉庫、情報伝達施設の整備推進） ・武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の策定（中原区）	
	平成 32 年度までの達成目標	引き続き、主要駅を中心に一時滞在施設の確保の拡大を進めるとともに、飲料水や防寒シート等の備蓄、及び駅、区役所、一時滞在施設の情報伝達体制の整備を進めます。また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等での開催を通じ、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での帰宅困難者等対策を進めます。	
142	徒歩帰宅者支援		所管：各区役所 危機管理室 建設緑政局 教育委員会
	九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保に合わせて、主要幹線道路沿道の施設における支援体制の充実を検討し、混乱の防止を図ります。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・幹線道路沿いの公園に案内板等を設置、マンホールトイレの整備（15 校） ・九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保	
	平成 32 年度までの達成目標	広域避難場所となっている公園や幹線道路沿いの公園については、徒歩帰宅者への支援として、ソーラー式照明灯、案内サイン等を設置します。	
143	臨海部孤立化対策		所管：危機管理室 港湾局
	臨海部において市街地と連絡するトンネル等の通行止めにより孤立化した拠り所のない帰宅困難者の支援体制を整備します。		
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・防災用浮桟橋の整備工事を実施（H27） ・帰宅困難者の一時滞在施設を指定（9 施設）	
	平成 32 年度までの達成目標	引き続き島部において一時滞在施設の確保を進めるとともに、船舶など代替輸送手段の活用に向けた取組を進めます。 帰宅困難者の輸送を円滑かつ確実に行うための避難対策を推進します。	

《施策の効果》

- 災害初期における混乱の防止
- 段階的かつ適時の帰宅支援

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震情報や交通情報などについて、正確な情報の入手に努めてください。
- ☆市民・企業等は、交通が停止した場合においても、むやみに移動を開始しないよう努めてください。
- ☆市民・企業等は、日頃から家族や従業員との連絡方法を定め、安否確認が速やかに行えるよう努めてください。

施策の柱 X I 災害時要援護者対策の推進

行動計画 34 災害時要援護者対策の推進		
災害時要援護者の対応には行政のみならず、地域や関係団体の協力が不可欠であることから、共助・互助体制を構築するとともに、避難施設のあり方、避難支援対策等を推進します。		
144	災害時要援護者避難支援制度の充実	所管：健康福祉局 危機管理室 各区役所
大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に努めます。		
取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・「支援ガイド」を改定(H24) ・「災害時要援護者避難支援制度の運用手引き」を作成(H24) ・「支援ガイド(概要版)」の作成(H25) ・「災害ごとの支援のポイント」の作成(H26) ・各種広報を通じ支援制度への登録勧奨を実施 (登録者数 5,461 人(H23)→7,079 人(H27))	
平成 32 年 度までの 達成目標	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織等への機会を捉えた取組支援を通じて、支援体制のより一層の充実を図ります。	
145	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保 【関連施策：No.126】	所管：健康福祉局 各区役所
大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・二次避難所施設の拡大(178 施設(H23)→190 施設(H27)) ・市と二次避難所施設の連携体制の構築 ・市内の透析施設に対し、災害時の実態調査を実施	
平成 32 年 度までの 達成目標	二次避難所施設の拡大や市と二次避難所施設の連携体制の構築を図ります。	

《施策の効果》

- 災害時要援護者支援の充実
- 避難による災害時要援護者の負担の軽減

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、災害時要援護者に最大限配慮した支援体制を構築してください。

施策の柱 X II 生活安定対策の推進

行動計画 35 生活環境の確保		
上下水道の機能支障、また大量の廃棄物による生活衛生環境の悪化を、災害初期から低減するとともに、早期からの住居の確保、メンタルヘルスケアにより、被災者の肉体的・精神的な負担軽減を図ります。		
146	災害時のトイレ対策の充実【関連施策：No. 120】	所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所
避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。		
取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・災害時のトイレ対策（中間取りまとめ）の作成 ・災害用トイレ備蓄数：3303 基（H24）→3380 基（H26） ・マンホールトイレの設置：15 校	
平成 32 年 度までの 達成目標	災害発生当初からトイレ対応ができるよう、学校のトイレの活用、使用済み汚物処理袋の一時保管・処理方法、災害用トイレの備蓄目標、マンホールトイレや組立式仮設トイレの維持管理運営方法等について見直すとともに、備蓄の推進及び家庭内備蓄の啓発などを推進し、トイレ対策の充実を図ります。	
147	ごみ・し尿の収集処理体制の確立【No.160 再掲】	所管：環境局
大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。		
取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・川崎市災害廃棄物等処理計画を見直し(H25) ・災害廃棄物や避難所から廃棄される一般廃棄物の収集・運搬に関する協定を川崎市一般廃棄物連絡協議会と締結(H25)	
平成 32 年 度までの 達成目標	川崎市災害廃棄物等処理計画(*)等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。	
148	応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施	所管：まちづくり局
災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や（社）プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。		
取組実績 （平成 23 ～27 年度）	・応急仮設住宅の建設可能地データベースを更新し早期着工可能地の位置付けを実施 ・公推協主催の訓練に参加 ・1 候補地を対象とした配置計画業務委託の調整を実施(H26)	
平成 32 年 度までの 達成目標	応急仮設住宅の建設可能地データベースの更新を行うとともに、県公推協の検討部会に参加し、県、他行政、関連機関との情報共有を行い、応急仮設住宅設置に備えた体制整備を行います。	

149	災害時における住宅等（長期避難施設等）の確保	所管：危機管理室 まちづくり局
	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・市営住宅棟の空家等を応急仮設住宅として提供(32 戸入居中(H27 末))
	平成 32 年度までの 達成目標	被災状況に応じ、市営住宅の空家等を速やかに被災者に提供できる体制を整えます。
150	災害時におけるメンタルヘルスカ体制の構築	所管：健康福祉局
	大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD(**)）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定される災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスカ体制を構築します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・国が実施する各種研修へ職員を派遣 ・職員への各種研修を実施 ・マニュアルの検証を実施 ・災害派遣精神医療チームの活動に必要な機器の整備と研修を実施
	平成 32 年度までの 達成目標	災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築します。また、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう本市精神保健従事者に対しても必要な機器の訓練や専門研修を実施します。

(*)川崎市地域防災計画（震災対策編）を参照

(**)PTSDとは、危うく死ぬ又は重症を負うような出来事の後起こる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

《施策の効果》

- 早期の生活再建の支援
- 生活衛生環境の保全
- 心のケアによる精神的負担の軽減

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- ☆市民・企業等は、災害時においても、日常と同じくルールの遵守に努め、生活環境の悪化防止に努めてください。
- ☆市民は、避難生活（共同生活）による精神的な負担を軽減するため、避難所におけるルールを相互に理解し、遵守するよう努めてください。

行動計画 36 飲料水・食料等の確保		
大地震等の発生時においても、生命の維持に欠かせない飲料水、食料を確保し、早期の生活安定を図ります。		
151	応急給水活動の充実 市民参加による給水訓練を実施し、災害時における給水拠点の安定的な運営を図ります。	所管：上下水道局
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・応急給水訓練に市民参加を推進するPR活動を実施 ・応急給水訓練を実施(93 回)
	平成 32 年度までの達成目標	応急給水訓練への参加を促進するために P R 活動を行い、年間で 25 回程度訓練を実施します。
152	水道施設の応急対策の推進 【関連施策：No.121】	所管：上下水道局
	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルート of 耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・応急給水拠点全 139 箇所(耐震性貯水槽全 31 基含む)整備完了 ・開設不要型応急給水拠点 23 箇所整備
	平成 32 年度までの達成目標	配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点は、平成 30 年度末までに 4 箇所を整備し、全 7 箇所の整備を完了します。供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については年間 10 校のペースで整備します。
153	備蓄機能の強化・推進	所管：危機管理室
	備蓄計画に基づき、確実に公的備蓄を確保していくとともに、災害時に避難所等で必要な備蓄物資の提供ができるよう、取組を進めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・市立小中学校等に備蓄倉庫を整備 ・備蓄計画を改定(H25) ・必要な備蓄物資の購入、配置 ・備蓄物資の全量の棚卸を実施
	平成 32 年度までの達成目標	未設置の避難所への備蓄倉庫の整備を進め、災害時における適切な対応が図られるよう、確実な備蓄物資の確保・管理を推進します。また、現在の備蓄計画の検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。
154	食料（米穀）の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、国の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、国（県）に対して災害救助用米穀の供給要請を行うことで、応急用食料としての米穀の確保を図ります。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・要請先や要請手続き等について国・県等の関係機関と定期的な情報共有を実施
	平成 32 年度までの達成目標	要請先や要請手続き等について、関係機関等と定期的な情報共有等を図り、災害時での迅速な対応、米穀の確保を図ります。

155	生鮮食料品の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。 そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・協定締結先に対し災害時の緊急連絡先の確認を実施 ・協定締結先の川崎市防災訓練への参加を通じ協力体制を維持
	平成 32 年 度までの 達成目標	今後も、継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持していきます。
156	食料等生活必需物資の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実を図ります。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・協定締結先と供給体制の確認や情報伝達訓練を実施 ・大手コンビニ 3 社・牛乳流通改善協会と協定を締結 (H23) ・協定締結先と情報受伝達訓練を実施 (H26、27)
	平成 32 年 度までの 達成目標	今後も、継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持していきます。
157	救援物資（備蓄を含む）の輸送体制の確立 【関連施策：No.106】	所管：危機管理室
	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。 このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・総合防災訓練等における救援物資輸送訓練の実施 ・市集積場所、区輸送拠点の見直し
	平成 32 年 度までの 達成目標	市集積場所、区輸送拠点の見直しなどを踏まえ、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、関係機関との情報交換や訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。

《施策の効果》

○早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

☆市民・企業等は、3日分以上の食料の備蓄に努めてください。

行動計画 37 遺体取扱の体制確立		
大地震等の発生時には、死者数が市葬祭場の処理能力を超える可能性があり、多数の遺体に速やかに対応できるよう、関係機関等（警察、医師会、歯科医師会、葬祭業者等）との協力体制を強化します。		
158	遺体安置所の運営体制の強化	所管：危機管理室 健康福祉局 各区役所
	遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されていますが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、各区に配置される遺体安置所の円滑な運営に向けた取組を推進します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・市総合防災訓練において遺体安置所開設訓練や多数遺体取扱訓練を実施 ・マニュアル等の整備を通じた体制整備の推進
	平成 32 年 度までの 達成目標	市総合防災訓練における多数遺体取扱訓練等の実施を通して、多数遺体の取扱いや遺族対応等に必要な知識・技能の向上を図るほか、各区におけるマニュアル等の整備などを通じ、遺体安置所の運営体制の強化に取り組みます。
159	火葬計画の策定	所管：健康福祉局
	大地震等の発生時に、市斎苑（南部・北部）の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。	
	取組実績 (平成 23 ～27 年度)	・県が実施した広域火葬必要時の通信訓練に参加するなど、神奈川県広域火葬計画に沿った火葬計画のあり方について検証を実施
	平成 32 年 度までの 達成目標	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定します。
《施策の効果》 ○被災者の精神的負担の軽減 ○生活衛生環境の保全		

行動計画 38 廃棄物処理体制の確立		
大地震等の発生時には、建物の倒壊・損壊や、火災の発生等により、大量の廃棄物が発生することが予想されます。 また、災害用トイレ等の設置により、通常は下水道で処理されるべきし尿も、一般廃棄物と同様に大量に排出されます。 衛生環境の保全のためにも、これらの廃棄物を、適時・適正に処理する体制を構築します。		
160	ごみ・し尿の収集処理体制の確立 【関連施策：No.147】	所管：環境局
	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・川崎市災害廃棄物等処理計画を見直し(H25) ・災害廃棄物や避難所から廃棄される一般廃棄物の収集・運搬に関する協定を川崎市一般廃棄物連絡協議会と締結(H25)
	平成 32 年度までの達成目標	川崎市災害廃棄物等処理計画(*)等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
161	瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立	所管：環境局
	大地震等の発生時に、構造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。	
	取組実績 （平成 23～27 年度）	・川崎市災害廃棄物等処理計画の見直し(H25) ・各種会議等への参加による他自治体等との情報共有を実施 ・一般廃棄物処理業連絡協議会と協議を実施
	平成 32 年度までの達成目標	国の動向に注視しながら、環境省や県の会議に出席し、情報共有を図るとともに、災害廃棄物処理体制について検討を行い、迅速且つ適正な処理体制を構築します。一般廃棄物処理業連絡協議会と災害廃棄物への対応について、引き続き協議を行うとともに、防災訓練の実施について調整を行います。

《施策の効果》

- 生活衛生環境の保全
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、平時から可能な限り、ごみの減量化に努めてください。

施策の柱 XⅢ 都市の復興

行動計画 39 復興に向けた取組の推進		
大地震等の発生により甚大な被害が発生した場合、早期の生活再建・生活安定に向けて、震災からの復興を効率的かつ計画的に行うため、あらかじめその備えをしておくことが必要です。 防災都市づくり基本計画や、復興まちづくり計画策定に向けた市職員マニュアル等を踏まえて、復興体制の検討や復興計画策定訓練等を実施し、復興に向けた準備を進めます。		
162	震災復旧・復興体制の整備・運用	所管：危機管理室 まちづくり局
	復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。 また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復興マニュアル等を用いて、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理・検討します。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・東日本大震災からの復旧・復興への取組状況を把握 ・「防災都市づくり基本計画」を策定(H26) ・訓練や会議等を通じた「防災都市づくり基本計画」の推進
	平成 32 年度までの達成目標	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等に取り組みます。
163	復興課題の把握と復興施策の検討	所管：まちづくり局 危機管理室 関係局
	大地震等の発生による大規模な災害から迅速かつ適切に都市復興計画を策定するため、被災者の早期の生活再建を念頭に置きながら、事前に復興課題の検討に着手するとともに、都市計画的な復興施策等の確立に努めます。	
	取組実績 (平成 23～27 年度)	・「防災都市づくり基本計画」を策定(H26) ・都市復興対策の検討を実施(H27) ・都市復興プロセスの理解のための図上訓練を実施(H27)
	平成 32 年度までの達成目標	被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、復興計画策定訓練等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積、都市復興計画策定手順の質の向上を図ります。
《施策の効果》 ○早期の市民生活安定 ○早期の都市（経済）復興		
《市民・企業等との協働》 ☆市民・企業等は、可能な限り、早期の都市復興への協力に努めてください。		

川崎市地震防災戦略

(平成 28 年 3 月)

【川崎市総務局危機管理室】

川崎市ホームページでも川崎市地震防災戦略の内容を掲載しています。